

「商品概要説明書」の目次

(融 資 編)

| | |
|-----------------------------|---------|
| しんきん保証基金付住宅ローン「RED」 | 【融— 1】 |
| 全国保証付住宅ローン「BLUE」 | 【融— 2】 |
| クレディセゾン付住宅ローン「GREEN」 | 【融— 3】 |
| 住宅ローン「つなぎ融資」 | 【融— 4】 |
| （一社）しんきん保証基金保証付 無担保住宅ローン | 【融— 5】 |
| （一社）しんきん保証基金保証付 リフォームプラン・エコ | 【融— 6】 |
| 長期固定金利住宅ローン「釧路しんきんフラット35」 | 【融— 7】 |
| （一社）しんきん保証基金保証付 マイカーローン | 【融— 8】 |
| 職域サポートローン マイカーローン | 【融— 9】 |
| （一社）しんきん保証基金保証付 教育ローン | 【融— 10】 |
| 新教育カードローン「新・春いちばん」 | 【融— 11】 |
| 職域サポートローン 目的ローン | 【融— 12】 |
| (株)日専連ジェミス保証付 アパートローン | 【融— 13】 |
| NCカード(株)保証付 アパートローン | 【融— 14】 |
| マンションローン「つなぎ融資」 | 【融— 15】 |
| ソーラーエコローン「サンシャイン」 | 【融— 16】 |
| カードローン「ドリーム」 | 【融— 17】 |
| カードローン「セットプラン」 | 【融— 18】 |
| カードローン「きゃっするカード」 | 【融— 19】 |
| 事業性カードローン「サンライズ」 | 【融— 20】 |
| フリーローン「リベロ」 | 【融— 21】 |
| 職域フリーローン | 【融— 22】 |
| フリーローン「ザ・フリー」 | 【融— 23】 |
| フリーローン「ドリームパスポート」 | 【融— 24】 |
| フリーローン「きゃっするフリー」 | 【融— 25】 |

| | |
|------------------------|--------|
| フリーローン「ハーモニー」 | 【融－26】 |
| NCカード(株)保証付フリーローン | 【融－27】 |
| 経営改善支援資金「アシスト」 | 【融－28】 |
| 釧路活性化貸付 | 【融－29】 |
| 農業経営資金「アグリ・パワー」 | 【融－30】 |
| 新規創業支援資金「くしろフェイスオフ」 | 【融－31】 |
| 第二創業支援資金「くしろセカンド・ピリオド」 | 【融－32】 |
| 事業承継支援資金「くしろレシーブ」 | 【融－33】 |
| 事業再生支援資金「くしろリグループ」 | 【融－34】 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

しんきん保証基金付住宅ローン「RED」

令和6年4月10日現在

| | |
|------------------|--|
| 商品名 | ● しんきん保証基金付住宅ローン「RED」 |
| ご利用 いただける方 | 当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の全ての満たす方。 ● 当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方。 ● 満20歳以上満70歳未満で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方。 (ご加入する団体信用生命保険の種類により制限がございます) ● 勤続年数について、会社員・公務員の場合は1年以上の方、法人役員・自営業の場合は3年以上の方、または年金受給者の場合は公的年金を受給中の方。 ● 安定継続した収入があり、前年年収が100万円以上の方。 ● (一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ● 原則として、団体信用生命保険に加入できる方。 ● 借換えの場合は、ご返済実績が1年以上あり、直近1年間のご返済に延滞のない方。 |
| お使いみち | ● 申込人が所有(共有を含む)し、かつ、申込人本人またはその家族が居住するための物件の取得等で、次に該当するもの。 (1) 土地および住宅(新築・中古)・マンション(新築・中古)の購入資金 (2) 建物の新築・建替・増改築・リフォーム資金 (3) 隣地・底地・家族のための土地購入資金 (4) 既往住宅ローンの借換え資金 (5) 上記にかかる諸費用資金(登記費用、火災保険料等) |
| ご融資金額 (ご融資限度) | ● 50万円以上1億円以内(1万円単位)かつプラン決定基準額の200%以内とします。 |
| ご利用期間 | ● 原則1年以上40年以内とします。 |
| 担保 | ● 貸付対象物件(土地および建物)に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ● 担保に差し入れていただいた建物に付保される火災保険には、質権を設定させていただく場合がございます。 |
| 保証人 | ● (一社) しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則として必要ありません。 ただし所得合算の取扱いをする場合は、合算者が連帯保証人または連帯債務者となります。 |
| 保証料 | ● 保証料はご融資利率に含まれています。 |
| ご融資利率 | 固定金利選択型及び変動金利型のいずれかを選択できます。 【固定金利選択型】 ① 固定金利選択型の当初の金利が適用されるのは選択された期間に限ります。 ② 選択された期間終了後は原則として変動金利となりますが、固定金利を選択することもできます。その場合には当初の借入金利と異なることがあります。 【変動金利型】 ① 借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利(金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ② 変更後の融資利率の適用開始日 (元利均等返済の場合): 毎年3月と9月の翌月(4月と10月)の約定返済日の翌日を適用開始日とし、 |

| | <p>適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (元金均等返済の場合)：毎年3月と9月の翌月(4月と10月)の約定返済日の翌日を適用開始日とし、4・10月の約定返済日から新利率による返済が始まるものとします。 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|------------------|-------|-------|------|---------------|------------------|------|---------------|------------------|--------------|---------------|------------------|
| 上限利率の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 変動金利を選択された場合の上限利率は年6.5%となります。 上限利率には団体信用生命保険料率が別途上乘せされます。 | | | | | | | | | | | | |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元金均等または元利均等返済となります。 ● お借入金額の50%以内の元金については、半年毎の増額返済の併用もできます。 ● 返済額の変更(変動金利型) <ol style="list-style-type: none"> ① 融資実行日から毎年9月1日を基準とする5回目の融資利率の見直しを行うまで、返済額の変更はいたしません。 ② 返済額の変更は、毎年9月1日の基準日を5回経過した後に行います。 ③ 以後毎年9月1日の基準を5回経過する毎に新返済額を算出します。 新返済額は「前回返済額×1.25倍」を超えないものとします。 (元金均等返済の場合)：毎回の元金返済額を変更することなく、支払う利息額を増減します。 | | | | | | | | | | | | |
| 手数料 (融資実行後) | <ul style="list-style-type: none"> ● 事務手数料55,000円(消費税込)および担保設定手数料22,000円(消費税込)がかかります。 ● 固定金利選択型に変更される場合、固定金利選択型手数料11,000円(消費税込)がかかります。 ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円(消費税込)がかかります。 ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 | | | | | | | | | | | | |
| 団体信用 生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、団体信用生命保険にご加入いただきます。なお、保険料はご融資利率に含みます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>実行時年齢</th> <th>完済時年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般団信</td> <td>満20歳以上 満70歳未満</td> <td>満80歳に達した年の12月31日</td> </tr> <tr> <td>がん団信</td> <td>満20歳以上 満51歳未満</td> <td>満75歳に達した年の12月31日</td> </tr> <tr> <td>しんきんフルサポート団信</td> <td>満20歳以上 満51歳未満</td> <td>満75歳に達した年の12月31日</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● がん団信を希望される場合は、ご融資利率より年0.10%を引き下げます。 ● 夫婦連生を選択された場合は、一般団信0.30%、がん団信0.40%、3大疾病団信0.52%、3大疾病就業不能団信0.60%がそれぞれ融資利率に上乘せされます。 | 種 類 | 実行時年齢 | 完済時年齢 | 一般団信 | 満20歳以上 満70歳未満 | 満80歳に達した年の12月31日 | がん団信 | 満20歳以上 満51歳未満 | 満75歳に達した年の12月31日 | しんきんフルサポート団信 | 満20歳以上 満51歳未満 | 満75歳に達した年の12月31日 |
| 種 類 | 実行時年齢 | 完済時年齢 | | | | | | | | | | | |
| 一般団信 | 満20歳以上 満70歳未満 | 満80歳に達した年の12月31日 | | | | | | | | | | | |
| がん団信 | 満20歳以上 満51歳未満 | 満75歳に達した年の12月31日 | | | | | | | | | | | |
| しんきんフルサポート団信 | 満20歳以上 満51歳未満 | 満75歳に達した年の12月31日 | | | | | | | | | | | |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話:011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● 申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率・ご返済額の試算、(一社)しんきん保証基金の保証条件、団体信用生命保険の加入条件等については、当金庫の本支店までお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

全国保証付住宅ローン「BLUE」

令和6年4月10日現在

| 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全国保証付住宅ローン「BLUE」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|------|------|--------------------------|------|----------------|------|-------------|----------------|-----------|----------|-------|--------|---------|-----|--|-----|--|-----|
| ご利用いただける方 | <p>当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の全てを満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方。 ● 満20歳以上満65歳未満で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方 (ご加入する団体信用生命保険の種類により制限がございます) ● 安定した収入を継続して得られる見込みのある方で、前年の年間所得が100万円以上の方。 ● 勤続年数が以下の条件を満たす方。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>年 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正社員（一般）、医師・弁護士・公認会計士・税理士</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>契約社員・派遣社員・嘱託社員</td> <td>2年以上</td> </tr> <tr> <td>正社員（親族会社勤務）</td> <td>1年以上かつ通年決算2期以上</td> </tr> <tr> <td>自営業者、法人役員</td> <td>通年決算2期以上</td> </tr> <tr> <td>年金受給者</td> <td>受給実績あり</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国保証株（基幹商品：住まいる いちばんネクストV）の保証を受けられる方。 ● 原則として、団体信用生命保険に加入できる方。 ● 借換の場合は、返済実績が1年以上あり、直近1年間に日数延滞を含む延滞がない方。 | 職 種 | 年 数 | 正社員（一般）、医師・弁護士・公認会計士・税理士 | 1年以上 | 契約社員・派遣社員・嘱託社員 | 2年以上 | 正社員（親族会社勤務） | 1年以上かつ通年決算2期以上 | 自営業者、法人役員 | 通年決算2期以上 | 年金受給者 | 受給実績あり | | | | | | |
| 職 種 | 年 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 正社員（一般）、医師・弁護士・公認会計士・税理士 | 1年以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約社員・派遣社員・嘱託社員 | 2年以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 正社員（親族会社勤務） | 1年以上かつ通年決算2期以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自営業者、法人役員 | 通年決算2期以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金受給者 | 受給実績あり | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ● 自己居住用物件の購入・借換等。 <p>(1) 土地および住宅の購入資金（借地権の購入の買取りや隣地購入等を含みます。）</p> <p>(2) 住宅の新築・リフォーム資金（付随するインテリア、設備資金、エクステリア費用）</p> <p>(3) 住宅ローンの借換資金</p> <p>(4) 自己居住用住宅の住換えに要する資金</p> <p>(5) 上記にかかる諸費用資金（登記費用、火災保険料等の付帯費用）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご融資金額 (ご融資限度) | <ul style="list-style-type: none"> ● 100万円以上10,000万円以内。(1万円単位)(累積保証金額10,000万円以下) ● 保証会社が定める担保評価額の200%以内となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 2年以上40年以内(1ヶ月単位)とします。 ● 借換後の融資期間は、既存借入の残存返済期間に関係なく、保証会社規定の返済期間を利用できます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご返済比率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本件借入および既存借入における年間元金返済額の年収に対する割合は、次に定める比率の範囲内であるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間所得</th> <th>Aコース</th> <th>Bコース</th> <th>Cコース</th> <th>Dコース</th> <th>Eコース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td>40%</td> <td></td> <td>30%</td> <td></td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>40%</td> <td></td> <td>35%</td> <td></td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> | 年間所得 | Aコース | Bコース | Cコース | Dコース | Eコース | 400万円未満 | 40% | | 30% | | 35% | 400万円以上 | 40% | | 35% | | 40% |
| 年間所得 | Aコース | Bコース | Cコース | Dコース | Eコース | | | | | | | | | | | | | | |
| 400万円未満 | 40% | | 30% | | 35% | | | | | | | | | | | | | | |
| 400万円以上 | 40% | | 35% | | 40% | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------|--|
| 担保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付対象物件（土地および建物）に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ● 担保に差し入れていただいた建物に付保される火災保険には、質権を設定させていただく場合がございます。 |
| 保証人 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全国保証㈱の保証をご利用いただきますので、原則として必要ありません。 ● ただし、次の場合は連帯保証人ないしは連帯債務者が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① お申込に際し所得合算した場合の合算者の方 ② 団体信用生命保険にご加入いただけない場合に法定相続人の方1名 ③ その他当金庫または全国保証㈱が必要と認めた場合 |
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保証料はご融資利率に含まれています。 |
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利選択型及び変動金利型のいずれかを選択できます。 <p>【固定金利選択型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 固定金利選択型の当初の金利が適用されるのは、選択された期間に限ります。 ② 選択された期間終了後は原則として変動金利となりますが、固定金利を選択することもできます。その場合には当初の借入金利と異なることがあります。 <p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利（金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変動幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ② 変更後の融資利率の適用開始日 （元利均等返済の場合）毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 （元金均等返済の場合）毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、4月・10月の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 |
| 上限利率の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 変動金利を選択された場合の上限利率は年6.5%となります。 上限利率には団体信用生命保険料率が別途上乘せされます。 |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元金均等または元利均等返済となります。 ● お借入金額の50%以内の元金については、半年毎の増額返済の併用もできます。 ● 返済額の変更（変動金利型） <ul style="list-style-type: none"> ① 融資実行日から毎年9月1日を基準日とする5回目の融資利率の見直しを行うまで、返済額の変更はいたしません。 ② 返済額の変更は、毎年9月1日の基準日を5回経過した後に行います。 ③ 以後毎年9月1日の基準日を5回経過する毎に新返済額を算出します。 新返済額は「前回返済額×1.25倍」を超えないものとします。 （元金均等返済の場合）毎回の元金返済額を変更することなく、支払う利息額を増減します。 |

| <p>手数料 (融資実行後)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 事務手数料 55,000 円 (消費税込) および担保設定手数料 22,000 円 (消費税込) が掛かります。 ● 固定金利選択型に変更される場合、固定金利選択型手数料 11,000 円 (消費税込) が掛かります。 ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料 5,500 円 (消費税込) が掛かります。 ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し 0.55% の割合で手数料が掛かります。 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|--------------------|--------------|-------|------|-------------------|--------------------|------|-------------------|--------------------|------------|-------------------|--------------------|---------------|-------------------|--------------------|
| <p>団体信用 生命保険</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、団体信用生命保険にご加入いただきます。なお、保険料はご融資利率に含まれています。 <table border="1" data-bbox="352 353 1457 548"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>申込時年齢及び実行時年齢</th> <th>完済時年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般団信</td> <td>満 20 歳以上 満 65 歳未満</td> <td>満 80 歳となる誕生日の前月末まで</td> </tr> <tr> <td>がん団信</td> <td>満 20 歳以上 満 50 歳未満</td> <td>満 80 歳となる誕生日の前月末まで</td> </tr> <tr> <td>トータルサポート団信</td> <td>満 20 歳以上 満 50 歳未満</td> <td>満 80 歳となる誕生日の前月末まで</td> </tr> <tr> <td>3 大トータルサポート団信</td> <td>満 20 歳以上 満 50 歳未満</td> <td>満 75 歳となる誕生日の前月末まで</td> </tr> </tbody> </table> | 種 類 | 申込時年齢及び実行時年齢 | 完済時年齢 | 一般団信 | 満 20 歳以上 満 65 歳未満 | 満 80 歳となる誕生日の前月末まで | がん団信 | 満 20 歳以上 満 50 歳未満 | 満 80 歳となる誕生日の前月末まで | トータルサポート団信 | 満 20 歳以上 満 50 歳未満 | 満 80 歳となる誕生日の前月末まで | 3 大トータルサポート団信 | 満 20 歳以上 満 50 歳未満 | 満 75 歳となる誕生日の前月末まで |
| 種 類 | 申込時年齢及び実行時年齢 | 完済時年齢 | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般団信 | 満 20 歳以上 満 65 歳未満 | 満 80 歳となる誕生日の前月末まで | | | | | | | | | | | | | | |
| がん団信 | 満 20 歳以上 満 50 歳未満 | 満 80 歳となる誕生日の前月末まで | | | | | | | | | | | | | | |
| トータルサポート団信 | 満 20 歳以上 満 50 歳未満 | 満 80 歳となる誕生日の前月末まで | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 大トータルサポート団信 | 満 20 歳以上 満 50 歳未満 | 満 75 歳となる誕生日の前月末まで | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部 (9 時～17 時、電話:0154-23-9020) にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会 (9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249) の仲裁センター等並びに札幌弁護士会 (10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730) の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所 (9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所 (9:00～17:00、電話 011-221-3273) までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京の弁護士会 (東京三弁護士会) は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) 一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率・ご返済額の試算、全国保証㈱の保証条件、団体信用生命保険の加入条件等については、当金庫の本支店までお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | | | | |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

クレディセゾン付住宅ローン「GREEN」

令和5年12月1日現在

| 商品名 | ● クレディセゾン付住宅ローン「GREEN」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|------|------|------|------|------|------|---------|-----|-----|--|--|-----|---------|-----|--|--|-----|
| ご利用 いただける方 | <p>当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の全てを満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方。 ● 申込時満20歳以上、実行時満80歳未満（完済時年齢満85歳未満）の方 （ご加入する団体信用生命保険の種類により制限がございます） ● 安定した収入を継続して得られる見込みのある方。 ● ㈱クレディセゾンの保証を受けられる方。 ● 原則として、団体信用生命保険に加入できる方。 ● 借換の場合は、返済実績が1年以上あり、直近1年間に日数延滞を含む延滞がない方。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ● 自己居住用物件の購入・借換等。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自ら所有し居住する住宅（セカンドハウス、別荘含む）を建設、または購入する資金。 (2) 自ら所有し、かつ親族居住の用に供するための住宅を建設、または購入する資金。 (3) 上記住宅（セカンドハウス、別荘含む）購入時または借換時に増改築、リフォームをする資金。 (4) 増改築、リフォームをする資金。（ご融資金額は500万円以上20,000万円以内。） (5) 住宅ローン借換のための資金。 (6) 土地（隣地、底地、家族のための隣地含む）を購入する資金。 (7) 家具・家電等の購入資金。（住宅建設・購入時に付随する費用） (8) その他、住宅ローンに付随、付帯して発生する諸費用。 (9) 現在利用中のローン・クレジット等のおとりまとめ資金。 （金融機関、信販会社、クレジット会社等からの借入金の借換） (10) その他、金融機関と保証会社において協議により認めるもの。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご融資金額 （ご融資限度） | <ul style="list-style-type: none"> ● 100万円以上20,000万円以内。（1万円単位）（累積保証金額20,000万円以下） ただし、増改築、リフォームをする資金のみの場合は500万円以上20,000万円以内。 ● 保証会社が定める担保評価額の200%以内となります。 ただし、借地の場合は100%以内とします（マンションを除く） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1年以上50年以内（1ヶ月単位）とします。 ● 借換後の融資期間は、既存借入の残存返済期間に関係なく、保証会社規定の返済期間を利用できます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご返済比率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本件借入および既存借入における年間元利金返済額の年収に対する割合は、次に定める比率の範囲内であるものとします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年間所得</th> <th>コース1</th> <th>コース2</th> <th>コース3</th> <th>コース4</th> <th>コース5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td rowspan="2">40%</td> <td colspan="3">30%</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td colspan="3">35%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> | 年間所得 | コース1 | コース2 | コース3 | コース4 | コース5 | 400万円未満 | 40% | 30% | | | 35% | 400万円以上 | 35% | | | 40% |
| 年間所得 | コース1 | コース2 | コース3 | コース4 | コース5 | | | | | | | | | | | | | |
| 400万円未満 | 40% | 30% | | | 35% | | | | | | | | | | | | | |
| 400万円以上 | | 35% | | | 40% | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------|--|
| 担保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付対象物件（土地および建物）に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ● 担保に差し入れていただいた建物に付保される火災保険には、質権を設定させていただく場合がございます。 |
| 保証人 | <ul style="list-style-type: none"> ● ㈱クレディセゾンの保証をご利用いただきますので、原則として必要ありません。 ● ただし、次の場合は連帯保証人ないしは連帯債務者が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① お申込に際し所得合算した場合の合算者の方 ② 団体信用生命保険にご加入いただけない場合に法定相続人の方1名 ③ その他当金庫または㈱クレディセゾンが必要と認めた場合 |
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保証料はご融資利率に含まれています。ただし、お使いみちが「別荘の購入」は、金利が上乗せになる場合がございます。 |
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利選択型及び変動金利型のいずれかを選択できます。 <p>【固定金利選択型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 固定金利選択型の当初の金利が適用されるのは、選択された期間に限ります。 ② 選択された期間終了後は原則として変動金利となりますが、固定金利を選択することもできます。その場合には当初の借入金利と異なることがあります。 <p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利（金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変動幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ② 変更後の融資利率の適用開始日 （元利均等返済の場合）毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 （元金均等返済の場合）毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、4月・10月の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 |
| 上限利率の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 変動金利を選択された場合の上限利率は年6.5%となります。 上限利率には団体信用生命保険料率が別途上乗せされます。 |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元金均等または元利均等返済となります。 ● お借入金額の50%以内の元金については、半年毎の増額返済の併用もできます。 ● 返済額の変更（変動金利型） <ul style="list-style-type: none"> ① 融資実行日から毎年9月1日を基準日とする5回目の融資利率の見直しを行うまで、返済額の変更はいたしません。 ② 返済額の変更は、毎年9月1日の基準日を5回経過した後にいきます。 ③ 以後毎年9月1日の基準日を5回経過する毎に新返済額を算出します。 新返済額は「前回返済額×1.25倍」を超えないものとします。 ④ 元金均等返済の場合、毎回の元金返済額を変更することなく、支払う利息額を増減します。 |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>手数料 (融資実行後)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 事務手数料 55,000 円 (消費税込) および担保設定手数料 22,000 円 (消費税込) が掛かります。 ● (株)クレディセゾンに対して事務手数料 55,000 円 (消費税込) が掛かります。 ● 固定金利選択型に変更される場合、固定金利選択型手数料 11,000 円 (消費税込) が掛かります。 ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料 5,500 円 (消費税込) が掛かります。 ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し 0.55%の割合で手数料が掛かります。 |
| <p>団体信用 生命保険</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、団体信用生命保険にご加入いただきます。なお、保険料はご融資利率に含みます。 ● がん団信にご加入の場合の保険料は、ご融資利率に別途年 0.10%が上乗せされます。 ● 夫婦連生を選択された場合は、一般団信 0.30%、がん団信 0.40%がそれぞれ融資利率に上乗せされます。 |
| <p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話 011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率・ご返済額の試算、(株)クレディセゾンの保証条件、団体信用生命保険の加入条件等については、当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

住宅ローン「つなぎ融資」

令和5年12月1日現在

| | |
|------------------|--|
| 商品名 | ● 住宅ローン「つなぎ融資」 |
| ご利用いただける方 | ● 当金庫の営業区域内に居住する方 ● 当金庫住宅ローンの承認を受けた個人の方 (但、工事請負契約書等で工事代金を住宅完成後一括払いの契約となっている場合は該当しません) (注) 本ローンの取扱いにより、既往融資残高(本人名義預金担保貸付を除く)との合計額が700万円を超える場合は、当金庫の会員となる必要があります。 |
| お使いみち | ● 住宅新築に先行して取得する土地の購入資金。(但、保留地は除く) ● 住宅新築に伴うつなぎ資金。 |
| ご融資金額 (ご融資限度) | ● 住宅新築に先行して取得する土地の購入資金・・・1,000万円以内となります。 ● 住宅新築に伴うつなぎ資金・・・・・・・・・・建築金額の50%以内となります。 ● 土地の購入資金1,000万円以内+建築金額の50%以内のご利用もできます。 |
| ご利用期間 | ● 最長6ヶ月以内となります。 |
| 担保 | ● 土地に抵当権設定仮登記を設定させていただきます。 ● 抵当権設定契約書・委任状・印鑑証明書・土地等の権利証を預かり、抵当権設定登記を留保させていただきます。 ● 建物が新築された場合に改めて抵当権金銭消費貸借契約書を徴求し、抵当権設定仮登記の抹消ならびに抵当権設定登記を行わせていただきます。 |
| 火災保険の付保 | ● 建設工事保険又は、請負業者賠償責任保険の加入が必要です。 |
| 保証人 | ● 連帯保証人1名が必要です。 (但、全国保証㈱等の保証会社が不要とする場合は除きます) |
| ご融資利率 | ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 |
| ご返済方法 | ● 住宅ローン実行時に一括返済となります。 |
| 事務手数料 | ● 5,500円(消費税込)がかかります。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社)しんきん保証基金保証付 無担保住宅ローン

令和5年12月1日現在

| 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> ● (一社)しんきん保証基金保証付 無担保住宅ローン ● (一社)しんきん保証基金保証付 無担保住宅ローンプライム | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|----|---|---------------------------------------|--|---|--|--|
| ご利用いただける方 | <p>当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の全てを満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方。 ● 満20歳以上で安定継続した収入がある方。 ● 当金庫貸付(事業資金、住宅ローン等)にかかる(根)抵当権を除き、自宅建物について(根)抵当権、差押等の各種登記がされていない方(ただし、本件の借換で抹消となる他行庫住宅ローンにかかる(根)抵当権、および資金使途がリフォーム資金またはリフォームの借換資金の場合の他行庫住宅ローンにかかる抵当権は除く)。 ● (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 | | | | | | | | | |
| プライム対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本件ローン申込みをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム(ネットシステム)で行った方。 ● 申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかの条件を満たす方。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象ローン</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td> <td> 利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内 </td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>すべての基金保証付カードローン ※教育カード(春いちばん)は含まない。</td> <td> 次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(無担保住宅ローンプライムの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する) </td> </tr> </tbody> </table> | | 対象ローン | 条件 | a | すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン | 利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内 | b | すべての基金保証付カードローン ※教育カード(春いちばん)は含まない。 | 次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(無担保住宅ローンプライムの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する) |
| | 対象ローン | 条件 | | | | | | | | |
| a | すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン | 利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内 | | | | | | | | |
| b | すべての基金保証付カードローン ※教育カード(春いちばん)は含まない。 | 次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(無担保住宅ローンプライムの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する) | | | | | | | | |
| お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ● 申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金。 <p>①: 不動産購入資金、新築資金、建替資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用。 ※インテリアや家電等購入資金を付随する場合は100万円以内であること。 ※土地のみの購入資金は、隣地購入または底地購入が対象となります。 ※住宅ローンの不足資金は対象外となります。 ※更地にするため空き家を取り壊す費用につきましては、ご融資金額500万円以内、保証期間20年以内となります。</p> <p>②: 申込人が①を用途としたローン(無担保)の借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料。 ③: 申込人が①を用途とした住宅ローンまたはそれを借換えたものの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料。</p> | | | | | | | | | |
| ご融資金額 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1万円以上2,000万円以内(1万円単位) | | | | | | | | | |
| ご利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 3ヶ月以上25年以内 | | | | | | | | | |

| | |
|------------------------|--|
| <p>ご融資利率</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 変動金利でのお取扱いとなります。 ● お借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利（当金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ● 変更後の融資利率の適用開始日 <ul style="list-style-type: none"> ①：元利均等返済の場合は、毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 ②：元金均等返済の場合は、毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、翌月（4月と10月）の約定返済日から新利率による返済が始まります。 |
| <p>ご返済方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元金均等返済、または元利均等返済（元金返済据置期間は6カ月以内） ● 融資金額の50%以内の元金については、6カ月毎の増額（ボーナス）返済の併用も可能です。 ● 返済額の変更 <ul style="list-style-type: none"> ①：融資実行日から毎年9月1日を基準とする5回目の融資利率の見直しを行うまで、返済額の変更は致しません。元金返済額と利息支払額の占める割合のみを変更します。 ②：返済額の変更は、毎年9月1日の基準日を5回経過した後に行います。 ③：以後毎年9月1日の基準日を5回経過する毎に新返済額を算出します。 ④：新返済額は「前回返済額×1.25倍」を超えないものとします。 |
| <p>保証人・担保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● （一社）しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。但し、ご融資金額1,000万円を超える場合は団体信用生命保険の加入が条件となり、加入できない場合は法定相続人1名の連帯保証（または連帯債務）が必要となります。 |
| <p>保証料</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資利率に含まれておりますので、別途保証料をご用意いただく必要はございません。 |
| <p>手数料 (融資実行後)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。 ● 期限前に繰上償還及び一部繰上償還を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の手数料がかかります。 |
| <p>団体信用 生命保険</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資金額が1,000万円を超える場合は、原則、団体信用生命保険のご加入が条件となります。但し、団体信用生命保険に加入できない場合は、法定相続人1名が連帯保証（または連帯債務）を承諾した場合に限り取扱いが可能となります。 ● 一般団信にご加入の場合は、保険料として年0.30%が融資利率に別途上乘せされます。 ● がん団信にご加入の場合は、保険料として年0.40%が融資利率に別途上乘せされます。 ● 三大疾病特約団信にご加入の場合は、保険料として年0.46%が融資利率に別途上乘せされます。 ● 三大疾病就業不能団信にご加入の場合は、保険料として年0.50%が融資利率に別途上乘せされます。 ● 一般団信夫婦連生にご加入の場合は、保険料として年0.60%が融資利率に別途上乘せされます。 ● がん団信夫婦連生にご加入の場合は、保険料として年0.70%が融資利率に別途上乘せされます。 ● 三大疾病団信夫婦連生にご加入の場合は、保険料として年0.82%が融資利率に別途上乘せされます。 ● 三大疾病就業不能団信夫婦連生にご加入の場合は、保険料として年0.90%が融資利率に別途上乘せされます。 |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社) しんきん保証基金保証付 リフォームプラン・エコ

令和5年12月1日現在

| | |
|---------------|--|
| 商品名 | ● (一社) しんきん保証基金保証付 リフォームプラン・エコ |
| ご利用 いただける方 | <p>当金庫の会員または会員資格を有する以下の全てを満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方。 ● 満20歳以上で安定継続した収入がある方。 ● (一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方。 |
| お使いみち | <p>申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>※①および③は、売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>① 次のエコ関連設備の購入・設置・修繕資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム ・潜熱回収型ガス給湯器(通称エコジョーズ) ・潜熱回収型石油給湯器(通称エコフィール) ・CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(通称エコキュート) ・ガスエンジン給湯器(通称エコウィル) ・ガスと電気ハイブリット型の高効率給湯器(通称エコワン) ・燃料電池コージェネレーションシステム(通称エネファーム) ・家庭用蓄電池 <p>太陽光発電システム等により発電した電気を蓄電するシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用太陽熱利用設備 <p>ソーラーシステム、太陽熱温水器等により太陽の熱を給湯や暖房に利用するシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱利用システム <p>地中の熱エネルギーを冷暖房や融雪等に利用するシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車用充放電設備 <p>電気自動車用充電設備のうち、電気自動車等から家庭への給電機能があるもの</p> <p>② 申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>以下の資金は、①または②と合わせた申込みに限る</p> <p>③ リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等</p> <p>④ 申込人が③を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>⑤ 申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>以下の資金は、①および③と合わせた申込みに限る</p> <p>⑥ リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金(100万円以内)</p> <p>【対象となる建物の条件】</p> <p>申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの</p> <p>※次のものは各種(仮)登記から除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自信用金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権 ・他行住宅ローンにかかる抵当権 |
| ご融資金額 | ● 1万円以上1,000万円以内(1万円単位) |
| ご利用期間 | ● 3ヶ月以上15年以内 |
| ご融資利率 | <p>● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。</p> <p>● 変動金利でのお取扱いとなります。</p> <p>【変動金利の場合】</p> <p>● お借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利(当金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。</p> <p>● 変更後の融資利率の適用開始日</p> <p>①:元利均等返済の場合は、毎年3月と9月の翌月(4月と10月)の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。</p> <p>②:元金均等返済の場合は、毎年3月と9月の翌月(4月と10月)の約定返済日の翌日を適用開始日とし、翌月(4月と10月)の約定返済日から新利率による返済が始まります。</p> |
| ご返済方法 | <p>● 毎月元金均等返済、または元利均等返済(元金返済据置期間は6カ月以内)</p> <p>● 融資金額の50%以内の元金については、6カ月毎の増額(ボーナス)返済の併用も可能です。</p> |
| 保証人・担保 | ● (一社)しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 |
| 保証料 | ● ご融資利率に含まれておりますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 |
| 手数料 (融資実行後) | <p>● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円(消費税込)がかかります。</p> <p>● 期限前に繰上償還及び一部繰上償還を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の手数料がかかります。</p> |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <p>●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。</p> <p>●紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、</p> |

| | |
|-----|---|
| | 東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。● 現在のご融資利率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

長期固定金利住宅ローン「釧路しんきんフラット35」

令和5年12月1日現在

| | |
|---------------|--|
| 商品名 | ● 長期固定金利住宅ローン「釧路しんきんフラット35」 |
| ご利用いただける方 | 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人で、以下の条件をすべて満たす方。 ● 当金庫の営業区域内に居住する方 ● 申込時の年齢が、満20歳以上満70歳未満の方 ● 住宅金融支援機構の債権買取審査において承諾される方 |
| お使いみち | ● 申込人が所有（共有を含む）し、かつ、申込人が居住する新築住宅の建設又は購入のための資金。 |
| ご融資金額 | ● 100万円以上8,000万円以内（1万円単位）となります。 ● 住宅建設費又は住宅購入価額以内となります。 |
| ご利用期間 | ● 15年以上35年以内（借入申込人が60歳以上の場合は10年以内） ● 完済時年齢が80歳となるまでの年数 ※どちらか短い方を上限と致します。 |
| ご返済比率 | ● 借入申込人の前年年収に対するすべての借入金の年間返済額（今回の借入に係る返済額を含む）の割合が、次の範囲内であることとします。 ・前年年収400万円未満：30%以内 ・前年年収400万円以上：35%以内 |
| 担保 | ● 建物およびその敷地に住宅ローンの譲受人である住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。 |
| 保証人 | ● 保証人は必要ありません。 |
| ご融資利率 | ● 実行月時点における、別途定める固定金利を適用させていただきます。 |
| ご返済方法 | ● 毎月元金均等または元利均等返済となります。 ● お申込金額の40%を限度として、6ヶ月毎のボーナス返済併用も可能です。 |
| 事務手数料 | ● 77,000円（税込）がかかります。 |
| 団体信用生命保険 | ● 「フラット35」専用の機構団体信用生命保険に任意で加入いただけます。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0154-23-9020）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～16：00 電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～17：00 電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9：00～17：00、電話011-221-3273）までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● 住宅ローンにつきましては、住宅金融支援機構の示す買取基準に合致したものであり、また、融資実行と同時に住宅金融支援機構に譲渡されるものです。 ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社)しんきん保証基金保証付 マイカーローン

令和5年12月1日現在

| 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> ● マイカーローン「カーライフプラン」 ● マイカーローン「カーライフプランプライム」 | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|----|---|---------------------------------------|--|---|--|--|
| ご利用いただける方 | <p>当金庫の会員または会員資格を有する以下の全てを満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方。 ● 満18歳以上で安定継続した収入がある方。 ● (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 | | | | | | | | | |
| プライム対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本件ローン申込みをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム(ネットシステム)で行った方。 ● 本件ローンにより次の電気自動車等(新車・中古車)を購入する者。 【対象となる自動車】 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車 ● 申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかの条件を満たす方。 <table border="1" data-bbox="336 1025 1444 1368"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象ローン</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td> <td>利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>すべての基金保証付カードローン ※教育カード(春いちばん)は含まない。</td> <td>次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(カーライフプランプライム)の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する</td> </tr> </tbody> </table> | | 対象ローン | 条件 | a | すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン | 利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内 | b | すべての基金保証付カードローン ※教育カード(春いちばん)は含まない。 | 次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(カーライフプランプライム)の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する |
| | 対象ローン | 条件 | | | | | | | | |
| a | すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン | 利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内 | | | | | | | | |
| b | すべての基金保証付カードローン ※教育カード(春いちばん)は含まない。 | 次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(カーライフプランプライム)の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する | | | | | | | | |
| お使いみち | <p>【カーライフプラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申込者または申込者の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が使用する自家用自動車、オートバイ(原動機付自転車を含む)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金 <ol style="list-style-type: none"> ① 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可) ② 車検・修理費用 ③ パーツ・オプションの購入・取付費用 ④ 自動車保険費用 ⑤ 運転免許取得費用 ⑥ 車庫設置費用 ⑦ 電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧ 申込者が①から⑦を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) | | | | | | | | | |
| ご融資金額 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1万円以上1,000万円以内(1万円単位) | | | | | | | | | |

| | |
|-------------------|---|
| ご利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 3ヶ月以上15年以内 |
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 変動金利でのお取扱いとなります。 ● お借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利（当金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ● 変更後の融資利率の適用開始日 <ul style="list-style-type: none"> ①元利均等返済の場合：毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 ②元金均等返済の場合：毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、翌月（4月と10月）の約定返済日から新利率による返済が始まります。 |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元金均等返済または元利均等返済となります。 ● お借入金額の50%以内の元金については、ボーナス返済併用も可能です。 ● 元金据え置き期間は6ヶ月以内です。 |
| 保証人・担保 | <ul style="list-style-type: none"> ● （一社）しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 |
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資利率に含まれておりますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 |
| 手数料 (融資実行後) | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。 ● 期限前に全額返済および一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0154-23-9020）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～16：00 電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～17：00 電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9：00～17：00、電話 011-221-3273）までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率・保証料率・ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社) しんきん保証基金保証付 「職域サポートローン マイカーローン」

令和5年12月1日現在

| | |
|----------------|---|
| 商品名 | ● 「職域サポートローン マイカーローン」 |
| ご利用 いただける方 | 当金庫の会員または会員資格を有する以下の条件を全て満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ● 年齢が満18歳以上の方 ● 安定継続した収入がある方 ● 当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ● (一社) しんきん保証基金の保証が受けられる方 ● 職域サポート制度を導入した事業所に働く経営者・従業員(パート・アルバイト等の非正規社員でも可) |
| お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ● 申込者または申込者の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする自動車関連資金(オートバイ、自転車を含む) <p style="margin-left: 20px;">購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</p> ● 申込者が自動車関連資金を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) |
| ご融資金額 | ● 1万円以上1,000万円以内(1万円単位) |
| ご利用期間 | ● 3ヶ月以上15年以内 |
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 変動金利でのお取扱いとなります。 ● お借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利(当金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ● 変更後の融資利率の適用開始日 <ul style="list-style-type: none"> ①元利均等返済の場合：毎年3月と9月の翌月(4月と10月)の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 ②元金均等返済の場合：毎年3月と9月の翌月(4月と10月)の約定返済日の翌日を適用開始日とし、翌月(4月と10月)の約定返済日から新利率による返済が始まります。 |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元金均等返済または元利均等返済となります。 ● お借入金額の50%以内の元金については、ボーナス返済併用も可能です。 ● 元金据え置き期間は6ヶ月以内です。 |
| 保証人・担保 | ● (一社) しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 |
| 保証料 | ● ご融資利率に含まれておりますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 |
| 手数料 (融資実行後) | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円(消費税込)がかかります。 ● 期限前に全額返済および一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込下さい。 ● 現在のご融資利率・保証料率・ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社) しんきん保証基金保証付 教育ローン「教育プラン」

令和5年12月1日現在

| 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> ● 教育ローン「教育プラン」(証書貸付タイプ) ● 教育ローン「教育プランプライム」(証書貸付タイプ) | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|-----|---|---------------------------------------|--|---|--|--|
| ご利用いただける方 | <p>当金庫の会員または会員資格を有する以下の全てを満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方。 ● 満20歳以上で安定継続した収入がある方。 ● (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 | | | | | | | | | |
| プライム対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本件ローン申込みをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム(ネットシステム)で行った方。 ● 申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかの条件を満たす方。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">対象ローン</th> <th style="width: 50%;">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td> <td> 利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>すべての基金保証付カードローン ※教育カード(春いちばん)は含まない。</td> <td> 次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(教育プランプライム)の貸付実行日より前(同日を含む)に契約する </td> </tr> </tbody> </table> | | 対象ローン | 条 件 | a | すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン | 利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内 | b | すべての基金保証付カードローン ※教育カード(春いちばん)は含まない。 | 次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(教育プランプライム)の貸付実行日より前(同日を含む)に契約する |
| | 対象ローン | 条 件 | | | | | | | | |
| a | すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン | 利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内 | | | | | | | | |
| b | すべての基金保証付カードローン ※教育カード(春いちばん)は含まない。 | 次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(教育プランプライム)の貸付実行日より前(同日を含む)に契約する | | | | | | | | |
| お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込の方またはお申込の方の子弟・孫・扶養親族の方にかかる次の資金。 <p>①就学する学校等への納付金(最長1年分) ※学校等とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるものを指します。 【学校等の例】大学院(法科大学院含む)、大学、短期大学、専修学校、各種学校(予備校・専門学校を含む)、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等</p> <p>②就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内) ※付帯費用とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等を指します。</p> <p>③当金庫を含む金融機関・日本政策金融公庫および信販会社(消費者金融は除く)からお借入した①および②を用途とするローンの借換資金(しんきん保証基金保証付教育カードローンは除く)および借換えに伴う繰上完済手数料</p> | | | | | | | | | |
| ご融資金額 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1万円以上1,000万円以内(1万円単位) | | | | | | | | | |
| ご利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 3ヶ月以上16年以内 | | | | | | | | | |

| | |
|-------------------|---|
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 変動金利でのお取扱いとなります。 ● お借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利（当金庫所定短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ● 変更後の融資利率の適用開始日 <ul style="list-style-type: none"> ①元利均等返済の場合：毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 ②元金均等返済の場合：毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、翌月（4月と10月）の約定返済日から新利率による返済が始まります。 |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元金均等返済、または元利均等返済（元金の50%以内は6ヵ月毎の増額返済併用も可能です。） ● 卒業予定月まで元金返済据置期間をご利用することができます。 |
| 保証人・担保 | <ul style="list-style-type: none"> ● （一社）しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 |
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資利率に含まれておりますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 |
| 手数料 (融資実行後) | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。 ● 期限前に繰上償還及び一部繰上償還を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の手数料がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社) しんきん保証基金保証付 新教育カードローン「新・春いちばん」

令和6年2月5日現在

| 商品名 | ● 新教育カードローン「新・春いちばん」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-----|---------|--------|--------|--------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|
| ご利用いただける方 | 当金庫の会員または会員資格を有する以下の全てを満たす方。 ● 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院（法科大学院含む）、専修学校、予備校等に就学中または就学予定であるご子弟等の親権者の方。 ● 満20歳以上で安定継続した収入がある方。 ● (一社) しんきん保証基金の保証が得られる方。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お使いみち | ● 上記学校等への就学にかかる納付金および付帯費用。 ● 当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融を除く）からの教育資金のお借入の借換資金および借換えに伴う繰上完済手数料。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 融資形式 | ● 当座貸越（カードローン方式） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご融資極度額 | ● 50万円以上500万円以内。（10万円単位） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご利用期間 | ● 14年9ヵ月以内（1年ごと更新） うち貸越利用期間は4年9ヵ月以内、かつ入試合格・入学予定校決定時（入学月の9ヵ月以内）から卒業予定月の約定返済日まで。 うち貸越利用期限後の返済期間は貸越利用期限の翌月から10年以内。 ※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、16年9ヵ月以内（うち貸越利用期間6年9ヵ月以内） ※子弟等が進学する際、被保証人が引き続き新教育カードローンの利用を希望する場合は、貸越利用期間の延長が可能 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご返済方法 | ● 入学前、在学中は元金返済据置（毎月10日に利息のみご指定の普通預金口座より自動引落しいたします。） ● ローンカードによる元金の任意返済も可能。 ● 貸越利用期限（卒業予定月の約定返済日）の翌日より毎月10日、利息の返済に加えて下記極度額に応じた金額をご返済いただきます。 ● 卒業後の返済額 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>極度額</th> <th>定例元金返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超100万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超150万円以下</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円超200万円以下</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円超250万円以下</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>250万円超300万円以下</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円超350万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>350万円超400万円以下</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>400万円超450万円以下</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>450万円超500万円以下</td> <td>42,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 極度額 | 定例元金返済額 | 50万円以下 | 6,000円 | 50万円超100万円以下 | 10,000円 | 100万円超150万円以下 | 14,000円 | 150万円超200万円以下 | 18,000円 | 200万円超250万円以下 | 22,000円 | 250万円超300万円以下 | 26,000円 | 300万円超350万円以下 | 30,000円 | 350万円超400万円以下 | 34,000円 | 400万円超450万円以下 | 38,000円 | 450万円超500万円以下 | 42,000円 |
| 極度額 | 定例元金返済額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50万円以下 | 6,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50万円超100万円以下 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100万円超150万円以下 | 14,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 150万円超200万円以下 | 18,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200万円超250万円以下 | 22,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 250万円超300万円以下 | 26,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300万円超350万円以下 | 30,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 350万円超400万円以下 | 34,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 400万円超450万円以下 | 38,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 450万円超500万円以下 | 42,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご融資利率（保証料） | ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 固定金利型で、金利に保証料が含まれています。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息の計算方法 | ● 毎日の最終残高について付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証人・担保 | ● (一社) しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料 | ● カード発行手数料は不要です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● ローンカード喪失による再発行の場合は、再発行手数料 1,100 円（消費税 10%込）が必要となります。 ● A T Mをご利用の場合は、ご利用時間・ご利用提携機関により、当金庫および提携機関所定の手数料が必要となります。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込下さい。 ● 現在のご融資利率・保証料率・ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社) しんきん保証基金保証付 「職域サポートローン 目的ローン」

令和5年12月1日現在

| | |
|-----------|--|
| 商品名 | ● 「職域サポートローン 目的ローン」 |
| ご利用いただける方 | 当金庫の会員または会員資格を有する以下の条件を全て満たす方 ● 年齢が満20歳以上の方 ● 安定継続した収入がある方 ● 当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ● (一社) しんきん保証基金の保証が受けられる方 ● 職域サポート制度を導入した事業所に働く経営者・従業員(パート・アルバイト等の非正規社員でも可) |
| お使いみち | ● 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする次の資金 ① 教育関連資金 ・就学する学校等への納付金(最長1年分) ・就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内) ※申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 住宅・リフォーム関連資金 ・不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(ただし、上記と合わせた申込みで100万円以内) ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ● 申込人が教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) |
| ご融資金額 | ● 1万円以上1,000万円以内(1万円単位) |
| ご利用期間 | ● 3ヶ月以上15年以内 |
| ご融資利率 | ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 変動金利でのお取扱いとなります。 ● お借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利(当金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ● 変更後の融資利率の適用開始日 ①元利均等返済の場合:毎年3月と9月の翌月(4月と10月)の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 ②元金均等返済の場合:毎年3月と9月の翌月(4月と10月)の約定返済日の翌日を適用開始日とし、翌月(4月と10月)の約定返済日から新利率による返済が始まります。 |
| ご返済方法 | ● 毎月元金均等返済または元利均等返済となります。 ● お借入金額の50%以内の元金については、ボーナス返済併用も可能です。 ● 元金据え置き期間は6ヶ月以内です。 |

| | |
|-------------------|---|
| 保証人・担保 | <ul style="list-style-type: none"> ● (一社) しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 |
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資利率に含まれておりますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 |
| 手数料 (融資実行後) | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料 5,500 円 (消費税込) が掛かります。 ● 期限前に全額返済および一部返済を行う場合、該当返済元金に対し 0.55% の割合で手数料が掛かります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部 (9 時～17 時、電話:0154-23-9020) にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会 (9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249) の仲裁センター等並びに札幌弁護士会 (10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730) の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所 (9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所 (9:00～17:00、電話 011-221-3273) までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会 (東京三弁護士会) は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込下さい。 ● 現在のご融資利率・保証料率・ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(株)日専連ジェミス保証付 アパートローン

令和5年12月1日現在

| | |
|---------------|--|
| 商品名 | ● (株)日専連ジェミス保証付 アパートローン |
| ご利用 いただける方 | <p>当金庫の会員または会員資格を有する以下の全てを満たす方。</p> <p>(個人または個人事業者の方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業地区内に居住する方。 ● 日本国籍を有する方、または永住許可を受けている方。 ● 融資実行時点で満20歳以上65歳未満の責任能力者で、かつ最終返済時の年齢が満70歳未満の者。ただし、法定相続人を事業承継者として連帯保証人に申し受ける場合は、融資実行時点の申込人の年齢が満65歳以上、または、最終返済時の年齢が満70歳以上となる者も認める。 ● 本件賃貸収入以外に年間所得が100万円以上の安定収入がある方。 ● 金融機関取引、その他債務、および租税公課等において延滞等信用不安のない方。 ● 保証会社が総合的に与信判断を行い適当と認める方。 ● 保証会社との間で「家賃カードサービス」の契約を締結できる方。 <p>(法人の方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業区域内で事業を営む法人であること。 ● 金融機関取引、その他債務、および租税公課等において延滞等信用不安のない方。 ● 保証会社が総合的に与信判断を行い適当と認める方。 ● 保証会社との間で「家賃カードサービス」の契約を締結できる方。 |
| お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ● 賃貸住宅(アパート・マンション)の新築(土地購入、建替含む)、購入、増改築、修繕資金 ● 他行庫アパートローンの借換資金(建替資金と同時の取扱いは不可とします。) ● 上記に付随する諸費用(事務手数料、火災保険料、登記費用等) |
| 対象物件 | <ul style="list-style-type: none"> ● 申込人本人が所有または共有する物件であること。(借地上の建物は対象外となります。) ※共有者は申込人の親族のみとし、親族の建物共有持分は2分の1以下とします。 ● 敷地について、登記上の地目が宅地であること。 ● 建築基準法、都市計画法等各種法令上の基準を満たす建物であること。 ● 対象物件が都市計画法に定める市街化区域内にあること。 ● 当該建物一棟の総建築費が1億5千万円以内であること。 ● 居住部分と店舗等非居住部分が併用となっている建物においては、一棟の延べ床面積のうち、居住部分が3分の2以上あること。 ● 賃貸部分と自宅・店舗等の賃貸部分以外が併用となっている建物においては、一棟の延べ床面積のうち、賃貸部分が2分の1以上あること。 ● 敷地を申込人本人または親族(法人の場合は代表者および代表者の親族)が所有し、担保提供が可能であること。 ● 敷地を既に取得しており、敷地購入時の借入残高がないこと。 |

| | |
|-----------------|---|
| ご融資金額 | <ul style="list-style-type: none"> ● 100 万円以上 1 億 5 千万円以内 (10 万円単位) |
| ご利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋コンクリート造 : 30 年以内 (ただし新築から経過年数を差し引いた期間以内) ● 鉄 骨 造 : 25 年以内 (ただし新築から経過年数を差し引いた期間以内) ● 木 造 : 20 年以内 (ただし新築から経過年数を差し引いた期間以内) |
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 変動金利でのお取扱いとなります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸出期間 10 年以内 原則、金庫短期プライムレート随時連動とする。 ② 貸出期間 10 年超 原則、金庫長期プライムレート半年周期連動とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ お借入後の利率の見直しは 3 月 1 日と 9 月 1 日の年 2 回とし、基準金利の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ・ 変更後の融資利率の適用開始日 <ul style="list-style-type: none"> ア：元利均等返済の場合は、毎年 3 月と 9 月の翌月 (4 月と 10 月) の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日から新利率による返済が始まります。 イ：元金均等返済の場合は、毎年 3 月と 9 月の翌月 (4 月と 10 月) の約定返済日の翌日を適用開始日とし、翌月の約定返済日から新利率による返済が始まります。 ● 保証会社の保証料は、融資利率に含めます。 ● 団信保険に加入する場合は、団信保険料として年 0.6% を別途上乘せします。 ● 上限キャップ方式を採用し、上限利率は年 7.4% とします。(団信保険料率を含みます。) |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元金均等返済または毎月元利均等返済とします。 ● 保証会社が認めた場合には、6 ヶ月以内の元金返済据置期間を可とします。 |
| 団体信用 生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ● 団信保険 (証貸団信) への加入は事前に保証会社と協議するものとします。 ● 法人が団信保険に加入する場合は、代表者を加入者 (法人融資連帯保証人扱い) とします。 |
| 保証人および 連帯債務者 | <p>(個人または個人事業者の方の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要とします。ただし、次に該当する場合は事業承継者として法定相続人のうち 1 名を連帯保証人とします。 <ul style="list-style-type: none"> ① : 申込人の融資実行時の年齢が満 65 歳以上の場合 ② : 申込人の最終返済年時の年齢が満 70 歳以上となる場合 ③ : 団信保険 (証貸団信) 未加入の場合 (保険会社に加入を謝絶された場合を含みます) ④ : 団信保険 (証貸団信) の保険金額を超過する融資の場合 <p>(法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則、代表者 1 名を連帯保証人とします。ただし、代表者の団信加入状況が上記③・④に該当する場合は、代表者のほかに 1 名を追加します。 <p>(抵当権の目的物が共有および本人以外の所有である場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該目的物の共有持分者および所有者を、連帯保証人または連帯債務者とします。 <p>(申込人の年間所得が 100 万円未満の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年間所得が 100 万円以上の給与所得等安定収入のある法定相続人のうち 1 名を連帯保証人とします。 |

| | |
|-------------------|--|
| 担保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付対象物件（土地および建物）に、当金庫を第1順位とする抵当権を設定登記させていただきます。 ● 担保に差し入れていただいた建物に付保される火災保険には、質権を設定させていただきます。 |
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資利率に保証会社の定める保証料を含めております。 |
| 手数料 (融資実行後) | <ul style="list-style-type: none"> ● 事務取扱手数料：66,000円（うち当金庫：55,000円、保証会社：11,000円、消費税込） ● 担保設定手数料（設定額1,000万円以下：33,000円、設定額1,000万円超3,000万円以下：44,000円、設定額3,000万円超1億円以下：77,000円、1億円以超：110,000円、消費税込） ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。 ● 期限前に繰上償還及び一部繰上償還を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の手数料がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0154-23-9020）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～16：00 電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～17：00 電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9：00～17：00、電話011-221-3273）までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

NCカード(株)保証付 アパートローン

令和5年12月1日現在

| | |
|---------------|--|
| 商品名 | ● NCカード(株)保証付 アパートローン |
| ご利用 いただける方 | <p>当金庫の会員または会員資格を有する以下の全てを満たす方。</p> <p>(個人または個人事業者の方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業地区内に居住する方。 ● 日本国籍を有する方、または永住許可を受けている方。 ● 原則、NCカード(株)の会員の方。 ● 融資実行時点で満20歳以上65歳未満の責任能力者で、かつ最終返済時の年齢が満70歳未満の方。 ただし、法定相続人を事業承継者として連帯保証人に申し受ける場合は、最終返済時の満年齢が70歳以上となる方も可とします。 ● 本件賃貸収入以外に年間所得が100万円以上の安定収入がある方。 ● 金融機関取引、その他債務、および租税公課等において延滞等信用不安のない方。 ● 保証会社が総合的に与信判断を行い適当と認める方。 <p>(法人の方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業区域内で事業を営む法人であること。 ● 原則、法人の代表者がNCカード(株)の会員であること。 ● 金融機関取引、その他債務、および租税公課等において延滞等信用不安のない方。 ● 保証会社が総合的に与信判断を行い適当と認める方。 |
| お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ● 賃貸住宅(アパート・マンション)の新築(建替含む)、購入、増改築、修繕資金 ● 他行庫アパートローンの借換資金(建替資金と同時の取扱いは不可とします。) ● 上記に付随する諸費用(火災保険料、登記費用等) |
| 対象物件 | <ul style="list-style-type: none"> ● 申込人本人が所有または共有する物件であること。(借地上の建物は対象外となります。) ※共有者は申込人の親族のみとし、親族の建物共有持分は2分の1以下とします。 ● 敷地について、登記上の地目が宅地であること。 ● 建築基準法、都市計画法等各種法令上の基準を満たす建物であること。 ● 対象物件が都市計画法に定める市街化区域内にあること。 ● 当該建物一棟の総建築費が1億5千万円以内であること。 ● 融資対象となる賃貸住宅戸数が6戸以上であること。 ● 居住系部分と店舗等非居住系部分が併用となっている建物においては、一棟の延べ床面積のうち、居住系部分が3分の2以上あること。 ● 賃貸部分と自宅・店舗等の賃貸部分以外が併用となっている建物においては、一棟の延べ床面積のうち、賃貸部分が2分の1以上あること。 ● 敷地を申込人本人または親族(法人の場合は代表者および代表者の親族)が所有し、担保提供が可能であること。 ● 敷地を既に取得しており、敷地購入時の借入残高がないこと。 |

| | |
|-----------------|---|
| ご融資金額 | <ul style="list-style-type: none"> ● 100万円以上1億円以内（10万円単位） |
| ご利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋コンクリート造：30年以内（ただし新築から経過年数を差し引いた期間以内） ● 鉄骨造：25年以内（ただし新築から経過年数を差し引いた期間以内） ● 木造：20年以内（ただし新築から経過年数を差し引いた期間以内） |
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 変動金利でのお取扱いとなります。 ● お借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利（当金庫長期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ● 変更後の融資利率の適用開始日 <ul style="list-style-type: none"> ①：元利均等返済の場合は、毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日から新利率による返済が始まります。 ②：元金均等返済の場合は、毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、翌月の約定返済日から新利率による返済が始まります。 ● NCカード[®]の保証料は、融資利率に含めます。 ● 団信保険に加入する場合は、団信保険料として年0.6%を別途上乘せします。 ● 上限キャップ方式を採用し、上限利率は年7.4%とします。（団信保険料率を含みます。） |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元金均等返済または毎月元利均等返済とします。 ● NCカード[®]が認めた場合には、6ヶ月以内の元金返済据置期間を可とします。 |
| 団体信用 生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ● ご加入は任意とします。 ● 法人が団信保険に加入する場合は、代表者を加入者（法人融資連帯保証人扱い）とします。 |
| 保証人および 連帯債務者 | <p>（個人または個人事業者の方の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要とします。ただし、次に該当する場合は事業承継者として法定相続人のうち1名を連帯保証人とします。 <ul style="list-style-type: none"> ①：申込人の最終返済年時の年齢が満70歳以上となる場合 ②：団信保険（証貸団信）未加入の場合（保険会社へ加入を謝絶された場合を含みます） ③：団信保険（証貸団信）の保険金額を超過する融資の場合 （法人の場合） ● 原則、代表者1名を連帯保証人とします。ただし、代表者の団信加入状況が上記②・③に該当する場合は、代表者のほかに1名を追加します。 （抵当権の目的物が共有および本人以外の所有である場合） ● 当該目的物の共有持分者および所有者を、連帯保証人または連帯債務者とします。 （申込人の年間所得が100万円未満の場合） ● 年間所得が100万円以上の給与所得等安定収入のある法定相続人のうち1名を連帯保証人とします。 |
| 担保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付対象物件（土地および建物）に、当金庫を第1順位とする抵当権または根抵当権を設定登記させていただきます。 ● 担保に差し入れていただいた建物に付保される火災保険には、質権を設定させていただきます。 |
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資利率にNCカード[®]の定める保証料を含めております。 |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>手数料 (融資実行後)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 事務取扱手数料：66,000円（うち当金庫：55,000円、保証会社：11,000円、消費税込） ● 担保設定手数料が別途かかります。 ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。 ● 期限前に繰上償還及び一部繰上償還を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の手数料がかかります。 |
| <p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

マンションローン「つなぎ融資」

令和5年12月1日現在

| | |
|------------------|---|
| 商品名 | ● マンションローン「つなぎ融資」 |
| ご利用いただける方 | ● 当金庫の営業区域内に居住する方 ● 当金庫マンションローンの承認を受けた個人の方 (但、工事請負契約書等で工事代金をマンション完成後一括払いの契約となっている場合は該当しません) (注) 本ローンの取扱いにより、既往融資残高(本人名義預金担保貸付を除く)との合計額が700万円を超える場合は、当金庫の会員となる必要があります。 |
| お使いみち | ● マンション新築に先行して取得する土地の購入資金。(但、保留地は除く) ● マンション新築に伴うつなぎ資金。 |
| ご融資金額 (ご融資限度) | ● 3,000万円以内となります。 |
| ご利用期間 | ● 6ヶ月以内となります。 |
| 担保 | ● 土地に抵当権設定仮登記を設定させていただきます。 ● 抵当権設定契約書・委任状・印鑑証明書・土地等の権利証を預かり、抵当権設定登記を留保させていただきます。 ● 建物が新築された場合に改めて抵当権金銭消費貸借契約書を徴求し、抵当権設定仮登記の抹消ならびに抵当権設定登記を行わせていただきます。 |
| 火災保険の付保 | ● 建設工事保険又は、請負業者賠償責任保険の加入が必要です。 |
| 保証人 | ● 連帯保証人1名が必要です。 |
| ご融資利率 | ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 |
| ご返済方法 | ● マンションローン実行時に一括返済となります。 |
| 事務手数料 | ● 5,500円(消費税込)がかかります。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

NCカード(株)保証付 ソーラーエコローン「サンシャイン」

令和5年12月1日現在

| | | |
|-----------|---|---|
| 商品名 | ● NCカード(株)保証付 ソーラーエコローン「サンシャイン」 | |
| 区分 | 個人の方 | 事業者・法人の方 |
| ご利用いただける方 | <p>当金庫の会員または会員の資格を有する、以下のすべてを満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業区域内に居住する個人の方。 ● 申込時または融資実行時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳以下の方。 ● 同一企業に継続して2年以上勤務している方。 ● 原則、NCカード(株)の会員である方。 ● 安定した収入を継続して見込める方。 ● 当金庫の取引実績、または提携の個人信用情報に不良な情報の無い方。 ● NCカード(株)の保証を受けられる方。 ● 上記のほか、NCカード(株)が特別に認めた方。 | <p>当金庫の会員または会員の資格を有する、以下のすべてを満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業区域内で事業を営む従業員30名以内の法人および個人事業者の方。 ● 通年決算（青色申告）2期以上の事業者の方。 ● 法人は原則として債務超過でないこと。 ● 原則、代表者がNCカード(株)の会員である方。 ● 当金庫の取引実績、または提携の個人信用情報に不良な情報の無い方。 ● NCカード(株)の保証が得られる方。 ● 上記のほか、NCカード(株)が特別に認めた方。 |
| お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ● ソーラー装置設置資金（非事業性設備） ● オール電化、IHクッキングヒーター、外断熱、潜熱回収型ガス給湯器、潜熱回収型石油給湯器、家庭用ガスコージェネレーションシステム、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、LED照明、その他環境配慮型設備資金（非事業性設備） ● NCカード(株)が承認した場合は、上記の他行融資肩代わりも可能とします。 | <ul style="list-style-type: none"> ● ソーラー装置設置資金(非事業性・事業性設備) ● オール電化、IHクッキングヒーター、外断熱、潜熱回収型ガス給湯器、潜熱回収型石油給湯器、家庭用ガスコージェネレーションシステム、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、LED照明、その他環境配慮型設備資金（非事業性・事業性設備） ● NCカード(株)が承認した場合は、上記の他行融資肩代わりも可能とします。 |
| ご融資金額 | ● 10万円以上750万円以内（1万円単位） | ● 10万円以上1,000万円以内（1万円単位） |
| ご融資形式 | ● 証書貸付 | |
| ご利用期間 | ● 6ヶ月以上15年以内 | |

| | | |
|----------------|---|---|
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 固定金利または変動金利のどちらかを選択できます。 <p>【変動金利の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利（当金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ● 変更後の融資利率の適用開始日 <ul style="list-style-type: none"> ①元利均等返済の場合：毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 ②元金均等返済の場合：毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、4月・10月の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 | |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元利均等返済となります。 ● 融資金額の50%以内の元金については、6ヶ月毎のボーナス返済併用も可能です。 ● NCカード㈱が認めた場合には、元金据置期間を6ヶ月以内に限り可能とします。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元金均等または元利均等返済となります。 ● NCカード㈱が認めた場合には、元金据置期間を6ヶ月以内に限り可能とします。 |
| 担保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。ただしNCカード㈱が必要と認めた場合には不動産担保を徴求します。 | |
| 保証人 | <ul style="list-style-type: none"> ● NCカード㈱が保証しますので、原則、必要ありません。 <p>ただし、NCカード㈱が必要と認めた場合には保証人を申受けます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● NCカード㈱の保証とともに、法人は原則として代表者のみとし、個人事業者は原則として実質的に当該事業に従事している配偶者または事業後継者（予定）のみとします。 <p>ただし、NCカード㈱が上記以外の保証が必要と認めた場合は、他の保証人を申受けます。</p> |
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資利率に保証会社の定める保証料率を含めておりますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 | |
| 団体信用生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ● 任意で団体信用生命保険に加入申込できます。 ● 保険料は融資利率に含まれます。 ● NCカード㈱が必要と認めた場合には団体信用生命保険の加入が必要となります。 ● 条件によっては加入することができませんのでご了承ください。 | |
| 手数料 (融資実行後) | <ul style="list-style-type: none"> ● 担保を設定する場合には、非事業性の場合22,000円（消費税込）、事業性の場合33,000円（消費税込）が別途に担保設定手数料としてかかります。 ● 期限前に全額返済および一部返済を行う場合には、当該返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 ● ご融資条件を変更される場合には、5,500円（消費税込）の条件変更手数料がかかります。 | |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込下さい。 ● 現在のご融資利率・保証料率・ご返済額の試算・NCカード(株)の保証条件・団体信用生命保険の加入条件等については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社)しんきん保証基金保証付 カードローン「ドリーム」

令和5年12月1日現在

| 商品名 | カードローン「ドリーム」 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|---------|-------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|
| ご利用いただける方 | <p>当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の全てを満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方。 ● (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ● 【保証金額 10 万円～100 万円】 申込時およびお借入れ時年齢が満 20 歳以上 65 歳未満で、安定継続した収入がある方。 ● 【保証金額 110 万円～300 万円】 申込時およびお借入れ時年齢が満 20 歳以上 65 歳未満で、安定継続した収入があり、申込日時点またはお借入れ日時点において次のすべてを満たす方。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込日時点で当金庫の有担保住宅ローンのお借入のある方（予定も含みます）または完済後 3 ヶ月以内の方。 ・ 前年年収が 300 万円以上の方。 | | | | | | | | | | | | | | |
| お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ● ご自由にお使いいただけます。（ただし、事業性資金は除きます。） | | | | | | | | | | | | | | |
| ご融資金額 (極度額) | <ul style="list-style-type: none"> ● 10 万円以上 300 万円以内（10 万円単位） | | | | | | | | | | | | | | |
| ご利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 3 年（原則自動更新。ただし、更新予定日時点で満 70 歳以上の方および当金庫が更新を不適当と認めた方は更新できません。その場合、全額一括ご返済いただくか個人ローンへ切替いただきます。） | | | | | | | | | | | | | | |
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「固定金利型」のみの取扱いとし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| お利息の計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎日の最終残高について付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）にご指定の返済用口座より自動引き落としいたします。 ● 約定返済額は約定返済日前日のご利用残高に応じて下記のとおりとなります。（残高スライド方式） <table border="1" data-bbox="359 1415 1444 1541"> <thead> <tr> <th>ご利用残高</th> <th>10 万円以下</th> <th>10 万円超 30 万円以下</th> <th>30 万円超 50 万円以下</th> <th>50 万円超 100 万円以下</th> <th>100 万円超 200 万円以下</th> <th>200 万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約定返済額</td> <td>3,000 円</td> <td>5,000 円</td> <td>10,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td>30,000 円</td> <td>40,000 円</td> </tr> </tbody> </table> ● 約定返済日前日時点でご利用残高が約定返済額に満たない場合は、約定返済日前日の残高がご返済額となります。 ● 当金庫 A T M から随時に任意の金額をご返済することも可能です。 ※随時返済があった月でも定額返済が行われます。 ● お利息は当金庫所定の付利単位および利率によって計算し、毎月の返済日に貸越元金に組入れします。 | ご利用残高 | 10 万円以下 | 10 万円超 30 万円以下 | 30 万円超 50 万円以下 | 50 万円超 100 万円以下 | 100 万円超 200 万円以下 | 200 万円超 | 約定返済額 | 3,000 円 | 5,000 円 | 10,000 円 | 20,000 円 | 30,000 円 | 40,000 円 |
| ご利用残高 | 10 万円以下 | 10 万円超 30 万円以下 | 30 万円超 50 万円以下 | 50 万円超 100 万円以下 | 100 万円超 200 万円以下 | 200 万円超 | | | | | | | | | |
| 約定返済額 | 3,000 円 | 5,000 円 | 10,000 円 | 20,000 円 | 30,000 円 | 40,000 円 | | | | | | | | | |
| 保証人・担保 | <ul style="list-style-type: none"> ● (一社)しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資利率に含まれていますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ● カード発行手数料は不要です。 ● ローンカード喪失による再発行の場合は、再発行手数料 1,100 円（消費税込）が必要となります。 ● A T M をご利用の場合は、ご利用時間・ご利用提携機関により、当金庫および提携機関所定の手数料が必要となります。 | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ローンカードは、全国の信用金庫、コンビニエンスストア、銀行、信用組合、ゆうちょ銀行、農協、労働金庫等の提携金融機関のATM(現金自動預入支払機)でご利用いただけます。(ただし、一部ご利用いただけないサービスやご利用いただけないATMもございます。) ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率・保証料率・ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社)しんきん保証基金保証付 カードローン「セットプラン」

令和5年12月1日現在

| | |
|----------------|--|
| 商品名 | カードローン「セットプラン」 |
| ご利用 いただける方 | <p>当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の全てを満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方。 ● (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ● 安定継続した収入がある方。 ● 【保証金額 10 万円～100 万円】 申込時およびお借入れ時年齢が満 20 歳以上 65 歳未満で、申込日時点またはお借入れ日時点において次の①～③のいずれかに該当する方 ① 当金庫の基金保証付個人ローン(切替プランを除く)をお借入れの方(予定を含む)、または完済後 3 ヶ月以内の方 ※ お借入れの方で最初の約定返済日が到来している場合は、延滞中でないこと ※ 予定とは、お借入れが決定している方 ② 当金庫の有担保住宅ローンをお借入れの方(予定を含む)、または完済後 3 ヶ月以内の方 ※ お借入れの方で最初の約定返済日が到来している場合は、延滞中でないこと ※ 予定とは、お借入れが決定している方 ③ 当金庫において、給与振込または 5 大公共料金・生命共済の自動振替のある方 ● 【保証金額 110 万円～300 万円】 申込時およびお借入れ時年齢が満 20 歳以上 65 歳未満で、申込日時点またはお借入れ日時点において次のすべてを満たす方。 ・当金庫の有担保住宅ローンをお借入の方(予定を含む)または完済後 3 ヶ月以内の方。 ※ お借入れの方で最初の約定返済日が到来している場合は、延滞中でないこと ※ 予定とは、お借入れが決定している方 ・前年年収が 300 万円以上の方。 |
| お使いみち | ● ご自由にお使いいただけます。(ただし、事業性資金は除きます。) |
| ご融資金額 (極度額) | ● 極度額 10 万円以上 300 万円以内 (10 万円単位) |
| ご利用期間 | ● 3 年 (原則自動更新。ただし、更新予定日時点で満 70 歳以上の方および当金庫が更新を不相当と認めた方は更新できません。その場合、全額一括ご返済いただくか個人ローンへ切替いただきます。) |
| ご融資利率 | ● 「固定金利型」のみの取扱いとし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 |
| お利息の計算 方法 | ● 毎日の最終残高について付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算。 |

| <p>ご返済方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月 10 日(休日の場合は翌営業日)にご指定の返済用口座より自動引き落としいたします。 ● 約定返済額は約定返済日前日のご利用残高に応じて下記のとおりとなります。(残高スライド方式) <table border="1" data-bbox="360 259 1425 383"> <thead> <tr> <th>ご利用残高</th> <th>10万円以下</th> <th>10万円超 30万円以下</th> <th>30万円超 50万円以下</th> <th>50万円超 100万円以下</th> <th>100万円超 200万円以下</th> <th>200万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約定返済額</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> <td>20,000円</td> <td>30,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 約定返済日前日時点でご利用残高が約定返済額に満たない場合は、約定返済日前日の残高がご返済額となります。 ● 当金庫ATMから随時に任意の金額をご返済することも可能です。 ※随時返済があった月でも定額返済が行われます。 ● お利息は当金庫所定の付利単位および利率によって計算し、毎月の返済日に貸越元金に組入れします。 | ご利用残高 | 10万円以下 | 10万円超 30万円以下 | 30万円超 50万円以下 | 50万円超 100万円以下 | 100万円超 200万円以下 | 200万円超 | 約定返済額 | 3,000円 | 5,000円 | 10,000円 | 20,000円 | 30,000円 | 40,000円 |
|---------------------------|---|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|--------|-------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| ご利用残高 | 10万円以下 | 10万円超 30万円以下 | 30万円超 50万円以下 | 50万円超 100万円以下 | 100万円超 200万円以下 | 200万円超 | | | | | | | | | |
| 約定返済額 | 3,000円 | 5,000円 | 10,000円 | 20,000円 | 30,000円 | 40,000円 | | | | | | | | | |
| <p>保証人・担保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● (一社) しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>保証料</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資利率に含まれていますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>手数料</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● カード発行手数料は不要です。 ● ローンカード喪失による再発行の場合は、再発行手数料 1,100 円(消費税込)が必要となります。 ● ATMをご利用の場合は、ご利用時間・ご利用提携機関により、当金庫および提携機関所定の手数料が必要となります。 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ローンカードは、全国の信用金庫、コンビニエンスストア、銀行、信用組合、ゆうちょ銀行、農協、労働金庫等の提携金融機関のATM(現金自動預入支払機)でご利用いただけます。 (ただし、一部ご利用いただけないサービスやご利用いただけないATMもございます。) ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率・保証料率・ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | | | |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

カードローン「きゃっするカード」

令和5年12月1日現在

| 商品名 | ●カードローン「きゃっするカード」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|--|---------------|---------|---------------|--------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|-------|------|
| ご利用いただける方 | <p>当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の全てを満たす個人の方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 ●満20歳以上65歳以下の安定継続した収入のある方 <ul style="list-style-type: none"> ※パート・アルバイトの方もご利用いただけます。 ※専業主婦の方は配偶者に安定継続した収入のある方（配偶者は69歳までで、パート・アルバイトの方は不可） ●当金庫の基準を満たし、保証会社の保証を受けられる方 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お使用みち | ●ご自由にお使いいただけます。（ただし、事業性資金は除きます。） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご契約極度額 | <ul style="list-style-type: none"> ●50万円以上900万円以内（10万円単位） ※専業主婦の方は50万円が上限となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご利用限度額 | <ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上900万円以内（10万円単位） ※当初ご契約いただく極度額の範囲内でご利用限度額を増減させていただく場合があります。 ※ご利用期間中にご利用限度額を増減させていただく場合があります、0円になる場合もあります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご融資形式 | ●当座貸越方式 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ●3年間（審査のうえ、原則3年ごとの自動更新） ※満66歳に達した月末をもってご利用限度額は0円（ご利用期間終了）となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ●固定金利 ●ご契約いただく極度額に応じて下記の通りとなります。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>契約極度額</th> <th>借入利率（年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以上100万円以下</td> <td>14.5%</td> </tr> <tr> <td>110万円以上200万円以下</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>210万円以上300万円以下</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>310万円以上500万円以下</td> <td>6.8%</td> </tr> <tr> <td>510万円以上700万円以下</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>710万円以上890万円以下</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>900万円</td> <td>1.9%</td> </tr> </tbody> </table> | | 契約極度額 | 借入利率（年） | 50万円以上100万円以下 | 14.5% | 110万円以上200万円以下 | 12.0% | 210万円以上300万円以下 | 9.8% | 310万円以上500万円以下 | 6.8% | 510万円以上700万円以下 | 5.0% | 710万円以上890万円以下 | 3.5% | 900万円 | 1.9% |
| 契約極度額 | 借入利率（年） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50万円以上100万円以下 | 14.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 110万円以上200万円以下 | 12.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 210万円以上300万円以下 | 9.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 310万円以上500万円以下 | 6.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 510万円以上700万円以下 | 5.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 710万円以上890万円以下 | 3.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 900万円 | 1.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遅延損害金 | ●年18.25% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お利息の計算方法 | ●毎日の最終残高について、付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算とします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご返済方法 | <p>(1) 元金のご返済</p> <p>① 約定返済（月々のご返済）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約定返済日は毎月10日（休日の場合は翌営業日）とし、ご指定の返済用口座より自動引き落としいたします。 ・約定返済額は約定返済日前日のご利用残高に応じて下記の通りとなります。 <p>◆ ご返済金額（残高スライド方式）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>約定返済日前日のご利用残高</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30万円以下</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>30万円超 50万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 70万円以下</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>70万円超 100万円以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 150万円以下</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円超 200万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> | | 約定返済日前日のご利用残高 | 約定返済額 | 30万円以下 | 5,000円 | 30万円超 50万円以下 | 10,000円 | 50万円超 70万円以下 | 15,000円 | 70万円超 100万円以下 | 20,000円 | 100万円超 150万円以下 | 25,000円 | 150万円超 200万円以下 | 30,000円 | | |
| 約定返済日前日のご利用残高 | 約定返済額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30万円以下 | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30万円超 50万円以下 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50万円超 70万円以下 | 15,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 70万円超 100万円以下 | 20,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100万円超 150万円以下 | 25,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 150万円超 200万円以下 | 30,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------|---|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|
| | <table border="1"> <tr> <td>200万円超 250万円以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>250万円超 300万円以下</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円超 500万円以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円超 900万円以下</td> <td>70,000円</td> </tr> </table> <p>※約定返済日前日時点でご利用残高が約定返済額に満たない場合は、約定返済日前日の残高がご返済額となります。</p> <p>②任意返済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①の約定返済分のほかに、当金庫の窓口やA T Mでカードローン専用口座に直接ご入金いただくことにより、任意にご返済いただくことも可能です。 ・ご入金（ご返済）金額がご利用残高を超過した場合は、超過分の金額を返済用口座に自動入金いたします。 <p>(2) お利息のご返済</p> <p>毎月10日（休日の場合は翌営業日）に前1ヵ月分のお利息をご利用残高に組み入れいたします。</p> | 200万円超 250万円以下 | 35,000円 | 250万円超 300万円以下 | 40,000円 | 300万円超 500万円以下 | 50,000円 | 500万円超 900万円以下 | 70,000円 |
| 200万円超 250万円以下 | 35,000円 | | | | | | | | |
| 250万円超 300万円以下 | 40,000円 | | | | | | | | |
| 300万円超 500万円以下 | 50,000円 | | | | | | | | |
| 500万円超 900万円以下 | 70,000円 | | | | | | | | |
| 担保・保証人 | ●信金ギャランティ株式会社が保証しますので必要ありません。 | | | | | | | | |
| 保証料 | ●ご融資利率に含まれていますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 | | | | | | | | |
| 手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ●カード発行手数料は不要です。 ●ローンカード喪失による再発行の場合は、再発行手数料1,100円（消費税込）が必要となります。 ●A T Mをご利用の場合は、ご利用時間・ご利用提携機関により、当金庫および提携機関所定の手数料が必要となります。 | | | | | | | | |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> | | | | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ●審査結果によって、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●ローンカードは、全国の信用金庫・コンビニエンスストア・銀行・信用組合・ゆうちょ銀行・農協・労金等の提携機関のA T Mでご利用いただけます。 <p>（ただし、一部ご利用いただけないサービスやご利用いただけないA T Mもございます）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在のご融資利率・保証料率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせ下さい。 | | | | | | | | |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

事業性カードローン「サンライズ」

令和5年12月1日現在

| 商品名 | ●事業性カードローン「サンライズ」 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|---------------|-------|--------|---------|---------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|
| ご利用いただける方 | 当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の全てを満たす方 当金庫の営業地域内に住所または事業所がある法人・個人事業主の方 アイフル株式会社の保証が受けられる方 〈法人の方〉 ●原則として業歴2年以上の法人（決算を2期終了している場合は業歴2年未満でも利用可能。連帯保証人の年齢は満20歳以上69歳以下） 〈個人事業主の方〉 ●満20歳以上69歳以下の安定・継続した収入のある方 ●当金庫の基準を満たし、保証会社の保証を受けられる方 | | | | | | | | | | | | | | |
| お使いみち | ●事業資金・創業資金 | | | | | | | | | | | | | | |
| ご契約極度額 | ●10万円以上500万円以内（10万円単位）※創業資金は上限300万円以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| ご融資形式 | ●当座貸越（カードローン） | | | | | | | | | | | | | | |
| ご利用期間 | 〈法人の方〉 ●3年間 ※連帯保証人の年齢が満71歳の誕生日以降、最初に到来する契約期限日を期間満了日として当座貸越の新規貸越を停止します。 〈個人事業主〉 ●1年間 ※年齢が満71歳の誕生日以降、最初に到来する契約期限日を期間満了日として当座貸越の新規貸越を停止します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ご融資利率 | ●審査の結果に応じて、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ●固定金利になります。 | | | | | | | | | | | | | | |
| お利息の計算方法 | ●毎日の最終残高について、付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算とします。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ご返済方法 | (1) 元金のご返済 ①約定返済（月々のご返済） ・約定返済日は毎月10日（休日の場合は翌営業日）とし、ご指定の返済用口座より自動引き落としいたします。 ・約定返済額は約定返済日前日のご利用残高に応じて下記の通りとなります。 ◆ご返済金額（残高スライド方式） <table border="1" data-bbox="450 1570 1129 1861"> <thead> <tr> <th>約定返済日前日のご利用残高</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 200万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円超 300万円以下</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円超 400万円以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>400万円超 500万円以下</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※約定返済日前日時点でご利用残高が約定返済額に満たない場合は、約定返済日前日の残高がご返済額となります。 ②任意返済 ・①の約定返済分のほかに、当金庫の窓口やATMでカードローン専用口座に直接ご入金いただくことにより、任意にご返済いただくことも可能です。 | 約定返済日前日のご利用残高 | 約定返済額 | 50万円以下 | 10,000円 | 50万円超 100万円以下 | 20,000円 | 100万円超 200万円以下 | 30,000円 | 200万円超 300万円以下 | 40,000円 | 300万円超 400万円以下 | 50,000円 | 400万円超 500万円以下 | 60,000円 |
| 約定返済日前日のご利用残高 | 約定返済額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 50万円以下 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 50万円超 100万円以下 | 20,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 100万円超 200万円以下 | 30,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 200万円超 300万円以下 | 40,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 300万円超 400万円以下 | 50,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 400万円超 500万円以下 | 60,000円 | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>・ご入金（ご返済）金額がご利用残高を超過した場合は、超過分の金額を返済用口座に自動入金いたします。</p> <p>（２）お利息のご返済 約定返済日（休日の場合は翌営業日）に前１ヵ月分のお利息をご利用残高に組み入れいたします。</p> |
| 担保・保証人 | <p>●原則、担保は必要ありません。</p> <p><法人の方></p> <p>●原則として代表者が連帯保証人となります。</p> <p><個人事業主の方></p> <p>●アイフル株式会社が保証しますので必要ありません。</p> |
| 保証料 | <p>●ご融資利率に含まれていますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。</p> |
| 手数料 | <p>●カード発行手数料は不要です。</p> <p>●ローンカード喪失による再発行の場合は、再発行手数料1,100円（消費税込）が必要となります。</p> <p>●ATMをご利用の場合は、ご利用時間・ご利用提携機関により、当金庫および提携機関所定の手数料が必要となります。</p> |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <p>●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0154-23-9020）にお申し出ください。</p> <p>●紛争解決措置 東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～16：00 電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～17：00 電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9：00～17：00、電話011-221-3273）までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| その他 | <p>●審査結果によって、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>●ローンカードは、全国の信用金庫・コンビニエンスストア・銀行・信用組合・ゆうちょ銀行・農協・労金等の提携機関のATMでご利用いただけます。</p> <p>（ただし、一部ご利用いただけないサービスやご利用いただけないATMもございます）</p> <p>●現在のご融資利率・保証料率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせ下さい。</p> |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

フリーローン「リベロ」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|--|
| 商品名 | ● フリーローン「リベロ」 |
| ご利用 いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の会員または会員資格を有する以下の条件を全て満たす方 ● 年齢が満20歳以上で最終返済時の年齢が満75歳以下の方 ● 安定継続した収入がある方 ● 当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ● (一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 |
| お使いみち | ● ご自由にお使いいただけます。(事業性資金・おまとめ資金にもお使いいただけます。) |
| ご融資金額 | ● 1万円以上500万円以内(1万円単位) |
| ご利用期間 | ● 3ヶ月以上10年以内 |
| ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「固定金利型」のみの取扱いとし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● ご融資利率は保証会社の審査結果により異なります。 |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元金均等返済または元利均等返済となります。 ● お借入金額の50%以内の元金については、ボーナス返済併用も可能です。 ● 元金据え置き期間は6ヶ月以内です。 |
| 保証人・担保 | ● (一社)しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 |
| 保証料 | ● 保証料はご融資利率に含まさせていただきます。 |
| 手数料 (融資実行後) | <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円(消費税込)がかかります。 ● 期限前に全額返済および一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込下さい。 ● 現在のご融資利率・保証料率・ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社) しんきん保証基金保証付 「職域フリーローン」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|---|
| 商品名 | ● 「職域フリーローン」 |
| ご利用 いただける方 | 当金庫の会員または会員資格を有する以下の条件を全て満たす方 ● 年齢が満20歳以上で最終返済時の年齢が満75歳以下の方 ● 安定継続した収入がある方 ● 当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ● (一社) しんきん保証基金の保証が受けられる方 ● 職域サポート制度を導入した事業所に働く経営者・従業員(パート・アルバイト等の非正規社員でも可)の方 |
| お使いみち | ● ご自由にお使いいただけます。(事業性資金・おまとめ資金にもお使いいただけます。) ※投機的な性格の資金は対象外 |
| ご融資金額 | ● 1万円以上500万円以内(1万円単位) |
| ご利用期間 | ● 3ヶ月以上10年以内 |
| ご融資利率 | ● 「固定金利型」のみの取扱いとし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● ご融資利率は保証会社の審査結果により異なります。 |
| ご返済方法 | ● 毎月元金均等返済または元利均等返済となります。 ● お借入金額の50%以内の元金については、ボーナス返済併用も可能です。 ● 元金据え置き期間は6ヶ月以内です。 |
| 保証人・担保 | ● (一社) しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 |
| 保証料 | ● ご融資利率に含まれておりますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 |
| 手数料 (融資実行後) | ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円(消費税込)がかかります。 ● 期限前に全額返済および一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込下さい。 ● 現在のご融資利率・保証料率・ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

フリーローン「ザ・フリー」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|---|
| 商品名 | ● フリーローン「ザ・フリー」(㈱クレディセゾン保証付) |
| ご利用いただける方 | 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人で、以下の条件をすべて満たす方。 ● 申込時の年齢が満20歳以上、完済時の年齢が満81歳未満で、電話連絡が可能な方。 ● 安定継続した収入を有する方(パート・アルバイト、年金受給者の方も可)。 (専業主婦・専業主夫の方は配偶者の方に安定継続した収入のある方) ● 当金庫の営業区域内に居住または勤務する方。 ● 過去の貸付に代位弁済、貸倒がない方、また現在利用中の貸付が履行延滞でない方。 ● ㈱クレディセゾンの保証が得られる方。 |
| お使いみち | ● ご自由にお使いいただけます。(事業性資金も可) |
| ご融資金額 | ● 10万円以上500万円以下とします。(1万円単位) |
| ご利用期間 | ● 6ヶ月以上10年以内とします。 |
| ご融資利率 | ● 「固定金利型」のみの取扱いとし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● ご融資利率は保証会社の審査結果により異なります。 |
| ご返済方法 | ● 毎月元利均等返済となります。 ● お申込金額の50%以内の元金については、6ヵ月毎のボーナス返済併用も可能です。 |
| 保証人・担保 | ● ㈱クレディセゾンが保証しますので必要ありません。 |
| 保証料 | ● ご融資利率に含まれていますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 |
| 手数料 (融資実行後) | ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 ● ご融資条件を変更される場合、5,500円(消費税込)の条件変更手数料がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込下さい。 ● 現在のご融資利率・保証料率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせ下さい。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

フリーローン「ドリームパスポート」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|---|
| 商品名 | ● フリーローン「ドリームパスポート」(㈱クレディセゾン保証付) |
| ご利用いただける方 | 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人で、以下の条件をすべて満たす方。 ● 申込時の年齢が満20歳以上、完済時の年齢が満81歳未満で、電話連絡が可能な方。 ● 安定継続した収入を有する方(パート・アルバイト、年金受給者の方も可)。 (専業主婦・専業主夫の方は配偶者の方に安定継続した収入のある方) ● 当金庫の営業区域内に居住または勤務する方。 ● 過去の貸付に代位弁済、貸倒がない方、また現在利用中の貸付が履行延滞でない方。 ● ㈱クレディセゾンの保証が得られる方。 |
| お使いみち | ● ご自由にお使いいただけます。(事業性資金も可) |
| ご融資金額 | ● 10万円以上50万円以下とします。(1万円単位) |
| ご利用期間 | ● 6ヶ月以上5年以内とします。(6ヶ月の元金据置可) |
| ご融資利率 | ● 「固定金利型」のみの取扱いとし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 |
| ご返済方法 | ● 毎月元利均等返済となります。(ボーナス返済はできません) |
| 保証人・担保 | ● ㈱クレディセゾンが保証しますので必要ありません。 |
| 保証料 | ● ご融資利率に含まれていますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 |
| 手数料 (融資実行後) | ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 ● ご融資条件を変更される場合、5,500円(消費税込)の条件変更手数料がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込下さい。 ● 現在のご融資利率・保証料率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせ下さい。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

フリーローン「きゃっするフリー」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|--|
| 商品名 | ● フリーローン「きゃっするフリー」(信金ギャランティ㈱保証付) |
| ご利用 いただける方 | 当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の条件をすべて満たす方。 ● 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方。 ● 契約時の年齢が満20歳以上満65歳以下の方。 ● 安定継続した収入のある方。(パート・アルバイトの方は可、年金受給のみの方は不可) ※専業主婦の方は、配偶者が満69歳以下で安定継続した収入(パート・アルバイトの方は不可)がある場合に、申込金額50万円以内に限り可。 ● 当金庫で当商品の既存のお借入がない方。(ただし借換えの場合を除きます) ● 当金庫における取引振りに不芳情報がなく、信金ギャランティ㈱の保証が得られる方。 |
| お使いみち | ● ご自由にお使いいただけます。(ただし、事業性資金は除きます) |
| ご融資金額 | ● 10万円以上900万円以内とします。(1万円単位) |
| ご利用期間 | ● 6ヶ月以上10年以内とします。 |
| ご融資利率 | ● 「固定金利型」のみの取扱いとし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● ご融資利率は保証会社の審査結果により異なります。 |
| ご返済方法 | ● 毎月元利均等返済となります。 ● お申込金額の50%以内の元金については、6ヵ月毎のボーナス返済併用も可能です。 |
| 保証人・担保 | ● 信金ギャランティ㈱が保証しますので必要ありません。 |
| 保証料 | ● ご融資利率に含まれていますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 |
| 手数料 (融資実行後) | ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 ● ご融資条件を変更される場合、5,500円(消費税込)の条件変更手数料がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込下さい。 ● 現在のご融資利率・保証料率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせ下さい。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

フリーローン「ハーモニー」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|--|
| 商品名 | ● フリーローン「ハーモニー」(オリックス・クレジット(株)保証付) |
| ご利用いただける方 | 当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の条件をすべて満たす方。 ● 当金庫の営業区域内に住居または勤務されている方。 ● 申込時の年齢が満20歳以上、完済時の年齢が満76歳未満の方。 ● 安定継続した収入のある方。(パート・アルバイト、年金受給者の方も可) ※専業主婦の方は、安定継続した世帯収入があることを条件に融資金額50万円を上限に可能とします。 ● 過去に貸出事故がない方、また現在利用中の貸付が延滞していない方。 ● 暴力団等の反社会的勢力に属していない方。 ● オリックス・クレジット(株)の保証が得られる方。 |
| お使いみち | ● ご自由にお使いいただけます。(ただし、事業性資金は除きます) |
| ご融資金額 | ● 10万円以上800万円以内とします。(1万円単位) |
| ご利用期間 | ● 6ヶ月以上10年以内とします。 |
| ご融資利率 | ● 「固定金利型」のみの取扱いとし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● ご融資利率は保証会社の審査結果により異なります。 |
| ご返済方法 | ● 毎月元利均等返済となります。 ● お申込金額の50%以内の元金については、6ヵ月毎のボーナス返済併用も可能です。 |
| 保証人・担保 | ● オリックス・クレジット(株)が保証しますので必要ありません。 |
| 保証料 | ● ご融資利率に含まれていますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。 |
| 手数料 (融資実行後) | ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 ● ご融資条件を変更される場合、5,500円(消費税込)の条件変更手数料がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込下さい。 ● 現在のご融資利率・保証料率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせ下さい。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

NCカード(株)保証付 フリーローン

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|---|
| 商品名 | ● フリーローン |
| ご利用 いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ● 満20歳以上満65歳以下の方。 ● 同一企業に継続して2年以上勤務している方、または営業年数2年以上の個人事業者の方。 ● 安定継続した収入があり前年の年収が150万円以上ある方。 ● 当金庫の営業区域内に居住する個人の方。 ● 過去に不渡り、延滞の事故がなく、NCカード(株)の保証を受けられる方。 ● 当金庫の取引実績、または提携の個人信用情報に不良な情報の無い方。 ● NCカード(株)の会員である方。 |
| お使いみち | ● 消費、生活、レジャー資金等で特に制限はありません。(但し、事業性資金を除く) |
| ご融資金額 | ● 50万円以上500万円以内(1万円単位)となります。 |
| ご利用期間 | ● 1年以上7年以内 |
| ご融資利率 | ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月元利均等返済です。 ● ボーナス月の増額返済の併用も可能です。但し、融資金額の50%以内です。 |
| 保証人・担保 | ● NCカード(株)が保証しますので必要ありません。 但し、NCカード(株)が必要と認めた場合は保証人を申受けます。 |
| 保証料 | ● ご融資期間及びご融資金額に応じた保証料をお支払いいただきます。 |
| 手数料 (融資実行後) | <ul style="list-style-type: none"> ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円(消費税込)がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率・保証料率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせ下さい。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

経営改善支援資金「アシスト」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|---|
| 商品名 | ● 経営改善支援資金「アシスト」 |
| ご利用 いただける方 | ● 当金庫の営業区域内で事業を行っている法人および個人事業主 ● 業暦1年以上を有し、確定した決算書および申告書を提出可能な方 ● ご新規のお取引でも可能です。 |
| 資金使途 | ● 事業資金（運転・設備資金） |
| ご融資金額 | ● 500万円以内 |
| 融資形式 | ● 証書貸付（元金均等方式） |
| 担保 | ● 不要 |
| 保証人 | ● 法人は代表者、個人事業主は配偶者または事業継承予定者 |
| ご融資期間 | ● 7年以内（うち据置6ヶ月以内） |
| ご融資利率 | ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 |
| 手数料 (融資実行後) | ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0154-23-9020）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～16：00 電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～17：00 電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9：00～17：00、電話 011-221-3273）までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

釧路活性化貸付

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|--|
| 商品名 | ● 釧路活性化貸付 |
| ご利用 いただける方 | ● 釧路商工会議所の新規開業資金融資制度の推薦を受けられる方。 ● 当金庫の会員または会員資格を有する方。 ● 当金庫の地区内に住所または居所を有する方。 ● 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方。 |
| お使いみち | ● 開業または開業後に必要となる事業資金 |
| ご融資金額 | ● 500万円以内 |
| ご利用期間 | ● 運転資金・・・5年以内（3ヶ月以内の据置期間を含む） ● 設備資金・・・7年以内（3ヶ月以内の据置期間を含む） |
| ご融資利率 | ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 |
| ご返済方法 | ● 元金均等・元利均等の2種類のご返済方法があります。 |
| 保証人・担保 | ● 保証人・・・法人の場合、代表者 個人の場合、原則不要 ● 担保・・・必要ありません。 |
| 手数料 (融資実行後) | ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 ● ご融資条件を変更する場合、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0154-23-9020）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～16：00 電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～17：00 電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9：00～17：00、電話011-221-3273）までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

農業経営資金「アグリ・パワー」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------|--|
| 商品名 | ● 農業経営資金「アグリ・パワー」（日本政策金融公庫 農業者向け信用補完制度提携補償付融資） |
| ご利用いただける方 | ● 当金庫の会員または会員となる資格を有する以下のすべてを満たす方。 (1) 次の①～③のうちいずれかを満たす方 ① 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条に基づき市町村の認定を受けた方） ② 直近1年間の農業所得が総所得（法人の場合は農業に係る売上高が総売上高）の過半を占める方 ③ 直近1年間の農業粗収益が200万円以上（法人の場合は農業に係る売上高が1,000万円以上）の方 (2) 業歴3年以上で税金の滞納がない方 (3) 日本政策金融公庫における与信審査により、引受可能と判断された方 |
| お使いみち | ● 農業の経営に関して必要な設備資金および運転資金（負債整理の借換は対象外） |
| ご融資金額 | ● 100万円以上6,250万円以内（10万円単位） |
| ご利用期間 | ● 設備資金以外：1年以上7年以内（据置期間は1年以内） ● 設備資金：1年以上10年以内（据置期間は1年以内） |
| ご融資利率 | ● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 変動金利または固定金利のいずれかを選択できます。 【変動金利の場合】 (1) お借入後の利率の見直し ① 年2回払及び年4回払の場合、毎年3月1日及び9月1日の年2回 ② 年1回払の場合、毎年9月1日の年1回 いずれも基準金利（当金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 (2) 変更後の融資利率の適用開始日 ① 年2回払及び年4回払の場合、毎年3月と9月の翌月以降に到来する約定返済日の翌日を適用開始日とし、以後最初に到来する約定返済日から新利率による返済が始まります。 ② 年1回払の場合、毎年到来する約定返済日の翌日を適用開始日とし、その約定返済日から新利率による返済となります。 |
| ご返済方法 | ● 元金均等分割返済とし、年1回、年2回または年4回払とします。 ● 償還日：年4回払 ～ 2・5・8・11月の各25日 年2回払 ～ 2・8月の各25日または5・11月の各25日のいずれか 年1回払 ～ 2・5・8・11月の各25日のいずれか |
| 担保 | ● 原則、担保は必要ありません。 |
| 保証人 | ● 法人の場合は代表者、個人の場合は後継者を連帯保証人とします。 |
| 手数料等（融資実行後） | ● 日本政策金融公庫の定める補償手数料が必要となります（補償手数料は金利に含まれております）。 ● 期限前に全額返済および一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 ● ご融資条件を変更される場合には、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。 |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 主な必要書類 ※詳しくは窓口へご相談ください。 ①お使いみちを確認する書類(設備資金の場合) ②確定申告書または決算書の写し(3期分) ③借入金の内訳書(明細書)など ● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

新規創業支援資金「くしろ フェイスオフ」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|--|
| 商品名 | ● 新規創業支援資金「くしろ フェイスオフ」 |
| ご利用 いただける方 | ● 当金庫の営業区域内で創業（※）される方、創業後おおむね5年以内の方 （※）新規就農者を含みます。 ● 当金庫の会員または会員資格を有する方 |
| 資金使途 | ● 事業資金（運転・設備資金等） |
| ご融資金額 | ● 日本政策金融公庫との協調融資合計額1,000万円以内を原則とします。 |
| ご融資形式 | ● 当座貸越・手形割引・手形貸付・証書貸付のいずれか （ご相談の内容によって決定いたします。） |
| ご融資期間 | ● ご相談の内容によって、当金庫の審査により決定いたします。 |
| ご融資利率 | ● 当金庫の審査により決定いたします。 |
| ご返済方法 | ● 随時・期限一括・元金均等・元利均等のいずれか |
| 保証人・担保 | ● 当金庫の審査により、必要に応じて設定させていただきます。 |
| 手数料 （融資実行後） | ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。（証書貸付のみ） ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。（証書貸付のみ） |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0154-23-9020）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～16：00 電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～17：00 電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9：00～17：00、電話011-221-3273）までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● 審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 別途、日本政策金融公庫への申込みと日本政策金融公庫による審査が必要となります。 ● 融資割合は両機関の合意により個別に決定いたします。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

第二創業支援資金「くしろ セカンド・ピリオド」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|--|
| 商品名 | ● 第二創業支援資金「くしろ セカンド・ピリオド」 |
| ご利用 いただける方 | ● 当金庫の営業区域内で（経営の多角化、事業転換などにより、）第二創業を計画される方 ● 当金庫の会員または会員資格を有する方 |
| 資金使途 | ● 事業資金（運転・設備資金等） |
| ご融資金額 | ● 日本政策金融公庫との協調融資合計額1億円以内を原則とします。 |
| ご融資形式 | ● 当座貸越・手形割引・手形貸付・証書貸付のいずれか （ご相談の内容によって決定いたします。） |
| ご融資期間 | ● ご相談の内容によって、当金庫の審査により決定いたします。 |
| ご融資利率 | ● 当金庫の審査により決定いたします。 |
| ご返済方法 | ● 随時・期限一括・元金均等・元利均等のいずれか |
| 保証人・担保 | ● 当金庫の審査により、必要に応じて設定させていただきます。 |
| 手数料 （融資実行後） | ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。（証書貸付のみ） ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。（証書貸付のみ） |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0154-23-9020）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～16：00 電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～17：00 電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9：00～17：00、電話011-221-3273）までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● 審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 別途、日本政策金融公庫への申込みと日本政策金融公庫による審査が必要となります。 ● 融資割合は両機関の合意により個別に決定いたします。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

事業承継支援資金「くしろ レシーブ」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|---|
| 商品名 | ● 事業承継支援資金「くしろ レシーブ」 |
| ご利用 いただける方 | ● 当金庫の営業区域内で事業承継を検討される方 ● 当金庫の会員または会員資格を有する方 |
| 資金使途 | ● 事業資金（運転・設備資金等） |
| ご融資金額 | ● 日本政策金融公庫との協調融資合計額合計額1億円以内を原則とします。 |
| ご融資形式 | ● 当座貸越・手形割引・手形貸付・証書貸付のいずれか (ご相談の内容によって決定いたします。) |
| ご融資期間 | ● ご相談の内容によって、当金庫の審査により決定いたします。 |
| ご融資利率 | ● 当金庫の審査により決定いたします。 |
| ご返済方法 | ● 随時・期限一括・元金均等・元利均等のいずれか |
| 保証人・担保 | ● 当金庫の審査により、必要に応じて設定させていただきます。 |
| 手数料 (融資実行後) | ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。(証書貸付のみ) ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円(消費税込)がかかります。(証書貸付のみ) |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● 審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 別途、日本政策金融公庫への申込みと日本政策金融公庫による審査が必要となります。 ● 融資割合は両機関の合意により個別に決定いたします。 |

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

事業再生支援資金「くしろ リグループ」

令和5年12月1日現在

| | |
|-------------------|---|
| 商品名 | ● 事業再生支援資金「くしろ リグループ」 |
| ご利用 いただける方 | ● 当金庫の営業区域内の事業者で事業性評価により事業の持続可能性が高いと判断される方（経営改善、経営再建などに取り組む方） ● 当金庫の会員または会員資格を有する方 |
| 資金使途 | ● 事業資金（運転・設備資金等） |
| ご融資金額 | ● 日本政策金融公庫との協調融資合計額 5,000 万円以内を原則とします。 |
| ご融資形式 | ● 当座貸越・手形割引・手形貸付・証書貸付・債務保証のいずれか （ご相談の内容によって決定いたします。） |
| ご融資期間 | ● ご相談の内容によって、当金庫の審査により決定いたします。 |
| ご融資利率 | ● 当金庫の審査により決定いたします。 |
| ご返済方法 | ● 随時・期限一括・元金均等・元利均等のいずれか |
| 保証人・担保 | ● 当金庫の審査により、必要に応じて設定させていただきます。 |
| 手数料 （融資実行後） | ● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し 0.55%の割合で手数料がかかります。（証書貸付のみ） ● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料 5,500 円（消費税込）がかかります。（証書貸付のみ） |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0154-23-9020）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～16：00 電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～17：00 電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9：00～17：00、電話 011-221-3273）までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ● 審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 別途、日本政策金融公庫への申込みと日本政策金融公庫による審査が必要となります。 ● 融資割合は両機関の合意により個別に決定いたします。 |